

\*制定法・改正法の一覧（一）内は施行年月日(刑法改正部分)、「」内は題名又は件名)

※数字は、例えば「十六」「二十三」「三十」を「一六」「三〇」というように表記。

制定：明治四〇年	四月二日法律第 四五号 (明治四一年一〇月 一日)「 <a href="#">刑法</a> 」
改正：大正一〇年	四月一六日法律第 七七号 (大正一〇年 五月 六日)「 <a href="#">刑法中改正法律</a> 」
改正：昭和一六年	三月二日法律第 六一号 (昭和一六年 三月二〇日)「 <a href="#">刑法中改正法律</a> 」
改正：昭和二二年一〇月二六日法律第 二四号 (昭和二二年一 月一五日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」	
改正：昭和二八年	八月一〇日法律第 一九五号 (昭和二八年二 月 一日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和二九年	四月 一日法律第 五七号 (昭和二九年 七月 一日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和三三年	四月三〇日法律第 一〇七号 (昭和三三年 五月二〇日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和三五年	五月一六日法律第 八三号 (昭和三五年 六月 五日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和三九年	六月三〇日法律第 二四号 (昭和三九年 七月二〇日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和四三年	五月二一日法律第 六一号 (昭和四三年 六月二〇日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和四五年	四月三〇日法律第 三〇号 (昭和四五年 四月三〇日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：昭和四六年	六月 二日法律第 五二号 (昭和四六年 六月二二日・七月八日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 三年	四月一七日法律第 三一号 (平成 三年 五月 七日)「 <a href="#">罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 七年	五月二日法律第 九一号 (平成 七年 六月 一日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 三年	七月 四日法律第 九七号 (平成 三年 七月二四日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 三年二月	五日法律第 一三八号 (平成 三年二 月二五日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 三年二月	二日法律第 一五三号 (平成 四年 三月 一日)「 <a href="#">保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 五年	七月一八日法律第 二二二号 (平成 五年 八月 七日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 五年	八月 一日法律第 一三八号 (平成 六年 三月 一日)「 <a href="#">仲裁法</a> 」
改正：平成 六年	六月一八日法律第 一五号 (平成 六年 七月 八日)「 <a href="#">国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律</a> 」※改正法附則の改正のみ
改正：平成 六年二月	八日法律第 一五六号 (平成 七年 一 月 一日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 七年	五月二五日法律第 五〇号 (平成 八年 五月二四日)「 <a href="#">刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律</a> 」
改正：平成 七年	六月二日法律第 六六号 (平成 七年 七月二日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 八年	五月 八日法律第 三六号 (平成 八年 五月二八日)「 <a href="#">刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 九年	五月三日法律第 五四号 (平成 九年 六月二日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 二年	四月二七日法律第 二六号 (平成 二年 四月二七日)「 <a href="#">刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 三年	六月二四日法律第 七四号 (平成 三年 七月二四日)「 <a href="#">情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 五年	六月九日法律第 四九条 (平成 二年 六月 一日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 八年	六月 三日法律第 五四号 (平成 八年 六月三日)「 <a href="#">刑事訴訟法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 九年	六月二一日法律第 六七号 (平成 九年 七月二日)「 <a href="#">組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成 九年	六月三日法律第 七二号 (平成 九年 七月三日)「 <a href="#">刑法の一部を改正する法律</a> 」
改正：平成三〇年	七月三日法律第 七二号 (令和 二年 四月 一日)「 <a href="#">民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律</a> 」
改正：令和 四年	六月一七日法律第 六七号 (A令和四年 七月 七日) B令和七年 六月 一日)「 <a href="#">刑法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：令和 五年	五月一七日法律第 二八号 (A令和五年 五月一七日) B令和五年 六月 六日)「 <a href="#">刑事訴訟法等の一部を改正する法律</a> 」
改正：令和 五年	六月一六日法律第 五六号 (令和 五年二 月 一日)「 <a href="#">出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律</a> 」※改正法附則の改正のみ
改正：令和 五年	六月二三日法律第 六六号 (令和 五年 七月二三日)「 <a href="#">刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律</a> 」

・すべての条文を項で区切って、各項の改正履歴を、改正織込み後の条文によって、表示した。項と項の間には、空白行を一行入れた。目次は、一行ずつを項とみなした。編名・章名・款名・目名は、それを項とみなした。条文見出しは、その直後の項の一部とみなした。号のある項については、柱書・第一号・第二号・第三号・・・をそれぞれ別の項とみなした。

・「削除」とあるのは、条文が削られて消えたことを示しており、原典にはない(単に「削除」とあるのは、そこに「削除」という文字が残っている)。

・②・③などと丸付き数字で示した項番号は、原典にはなく、編者が便宜のために付したものである。

・改正前後の条文の連続性は、条や項の番号によっても、一つずつの項について、内容によって決定した。よって、編者の恣意による。

・形式的にはあるまとまりが全部改正されていても、一つずつの項については、連続性の有無を考えている。

・形式的には改正されていても、実際には一字も改正されていない項については、改正されていないものとみなした。

・条文の色は、改正法の一覧の色分けによる。また、現行の条文には傍線を付した。

・Ⓔ及びその内部は、編者が付した注記で、原典にはない。

・改正法の公布年と法律番号を、例えば「昭和五十五年法律第五十一号」は「昭五五法五一」というように略して、Ⓔ内に記した。

・振りがな及びその改正はすべて省略した。

・インデントは原典によらず、編者の恣意で設定している。

・附則はすべて省略した。

・条文のデータは、帝国議会時代のは国立国会図書館デジタルコレクションの『官報』から、現在の国会によるものは衆議院ウェブサイトから引用した。

《刑法（明治四十年法律第四十五号）》

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
《明四〇法四五》

刑法別冊ノ通之ヲ定ム 《明四〇法四五》

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 《明四〇法四五》

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス 《明四〇法四五》

（別冊）

刑法 《明四〇法四五》

第一編 総則 《明四〇法四五》

第一章 法例 《明四〇法四五》

通則（第一条—第八条） 《平七法九一》

第二章 刑 《明四〇法四五》

刑（第九条—第二十一条） 《平七法九一》

第三章 期間計算 《明四〇法四五》

期間計算（第二十二条—第二十四条） 《平七法九一》

第四章 刑ノ執行猶予 《明四〇法四五》

刑ノ執行猶予（第二十五条—第二十七条） 《平七法九一》

第五章 仮出獄 《明四〇法四五》

仮出獄（第二十八条—第三十条） 《平七法九一》

第五章 仮釈放（第二十八条—第三十条） 《平一七法五〇》

第六章 時効 《明四〇法四五》

刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅 《昭二法二四》

刑の時効及び刑の消滅（第三十一条—第三十四条の二） 《平七法九一》

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免 《明四〇法四五》

犯罪の不成立及び刑の減免（第三十五条—第四十二条） 《平七法九一》

第八章 未遂罪 《明四〇法四五》

未遂罪（第四十三条・第四十四条） 《平七法九一》

第九章 併合罪 《明四〇法四五》

併合罪（第四十五条—第五十五条） 《平七法九一》

第十章 累犯 《明四〇法四五》

累犯（第五十六条—第五十九条） 《平七法九一》

第十一章 共犯 《明四〇法四五》

共犯（第六十条—第六十五条） 《平七法九一》

第十二章 酌量減軽 《明四〇法四五》

酌量減軽（第六十六条・第六十七条） 《平七法九一》

第十三章 加減例 《明四〇法四五》

加減例（第六十八条—第七十二条） 《平七法九一》

第二編 罪 《明四〇法四五》

第一章 皇室ニ対スル罪 《明四〇法四五》

第一章 削除 《昭二法二四》

第二章 内乱ニ関スル罪 《明四〇法四五》

内乱に関する罪（第七十七条—第八十条） 《平七法九一》

第三章 外患ニ関スル罪 《明四〇法四五》

外患に関する罪（第八十一条—第八十九条） 《平七法九一》

第四章 国交ニ関スル罪 《明四〇法四五》

国交に関する罪（第九十条—第九十四条） 《平七法九一》

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪 《明四〇法四五》

公務の執行を妨害する罪（第九十五条—第九十六条の二） 《平七法九一》

第五章 公務の執行を妨害する罪（第九十五条—第九十六条の六） 《昭二  
三法七四》

第六章 逃走ノ罪 《明四〇法四五》

逃走の罪（第九十七条—第一百二条） 《平七法九一》

第七章 犯人藏匿及ヒ証憑湮滅ノ罪 《明四〇法四五》

犯人藏匿及び証拠隠滅の罪（第一百三—第一百五条の二） 《平七法九一》

第七章ノ二 安寧秩序ニ対スル罪 《昭一六法六一》

【削除】 《昭二法二四》

第八章 騷擾ノ罪 《明四〇法四五》

騷擾の罪（第一百六条・第一百七条） 《平七法九一》

第九章 放火及ヒ失火ノ罪 《明四〇法四五》

放火及び失火の罪（第一百八条—第一百八条） 《平七法九一》

第十章 溢水及ヒ水利ニ関スル罪 《明四〇法四五》

出水及び水利に関する罪（第一百九条—第一百二十三条） 《平七法九一》

第十一章 往来ヲ妨害スル罪 《明四〇法四五》

往来を妨害する罪（第二百二十四条—第二百二十九条） 《平七法九一》

第十二章 住居ヲ侵ス罪 《明四〇法四五》

住居を侵す罪（第二百三十条—第二百三十二条） 《平七法九一》

第十三章 秘密ヲ侵ス罪 《明四〇法四五》

秘密を侵す罪（第二百三十三条—第二百三十五条） 《平七法九一》

第十四章 阿片煙ニ関スル罪 《明四〇法四五》

あへん煙に関する罪（第二百三十六条—第二百四十一条） 《平七法九一》

第十五章 飲料水ニ関スル罪 《明四〇法四五》

飲料水に関する罪（第二百四十二条—第二百四十七条） 《平七法九一》

第十六章 通貨偽造ノ罪 《明四〇法四五》

通貨偽造の罪（第二百四十八条—第二百五十三条） 《平七法九一》

第十七章 文書偽造ノ罪 《明四〇法四五》

文書偽造の罪（第二百五十四条—第二百六十一条の二） 《平七法九一》

第十八章 有価証券偽造ノ罪 《明四〇法四五》

有価証券偽造の罪（第二百六十二条・第二百六十三条） 《平七法九一》

第十八章 有価証券偽造の罪(第百六十二条・百六十三条)《平一三法九七》  
第十八章 有価証券偽造の罪(第百六十二条・第百六十三条)《平一三法一三八》

第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪(第百六十三条の二―第百六十三条の五)《平一三法九七》

第十九章 印章偽造ノ罪《明四〇法四五》

第十九章 印章偽造の罪(第百六十四条―第百六十八条)《平七法九一》

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪(第百六十八条の二・第百六十八条の三)《平一三法七四》

第二十章 偽証ノ罪《明四〇法四五》

第二十章 偽証の罪(第百六十九条―第百七十一条)《平七法九一》

第二十一章 誣告ノ罪《明四〇法四五》

第二十一章 虚偽告訴の罪(第百七十二條・第百七十三條)《平七法九一》

第二十二章 猥褻、姦淫及び重婚ノ罪《明四〇法四五》

第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第百七十四条―第百八十四条)《平七法九一》

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪(第百七十四条―第百八十四条)《平二九法七二》

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪(第百七十四条―第百八十四条)《令五法六六》

第二十三章 賭博及び富籤ニ関スル罪《明四〇法四五》

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪(第百八十五条―第百八十七条)《平七法九一》

第二十四章 礼拝所及び墳墓ニ関スル罪《明四〇法四五》

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第百八十八条―第百九十二条)《平七法九一》

《平七法九一》

第二十五章 汚職ノ罪《明四〇法四五》

第二十五章 汚職の罪(第百九十三条―第百九十八条)《平七法九一》

第二十六章 殺人ノ罪《明四〇法四五》

第二十六章 殺人の罪(第百九十九条―第百三三條)《平七法九一》

第二十七章 傷害ノ罪《明四〇法四五》

第二十七章 傷害の罪(第百二十四條―第百八條の二)《平七法九一》

第二十七章 傷害の罪(第百二十四條―第百八條の三)《平一三法一三八》

第二十七章 傷害の罪(第百二十四條―第百八條の二)《平二五法八六》

第二十八章 過失傷害ノ罪《明四〇法四五》

第二十八章 過失傷害の罪(第百九條―第百一十一條)《平七法九一》

第二十九章 墮胎ノ罪《明四〇法四五》

第二十九章 墮胎の罪(第百二十二條―第百二十六條)《平七法九一》

第三十章 遺棄ノ罪《明四〇法四五》

第三十章 遺棄の罪(第百二十七條―第百二十九條)《平七法九一》

第三十一章 逮捕及び監禁ノ罪《明四〇法四五》

第三十一章 逮捕及び監禁の罪(第百二十條・第百二十一條)《平七法九一》

第三十二章 脅迫ノ罪《明四〇法四五》

第三十二章 脅迫の罪(第百二十二條・第百二十三條)《平七法九一》

第三十三章 略取及び誘拐ノ罪《明四〇法四五》

第三十三章 略取及び誘拐の罪(第百二十四條―第百二十九條)《平七法九一》

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪(第百二十四條―第百二十九條)《平一七法六六》

第三十四章 名誉ニ対スル罪《明四〇法四五》

第三十四章 名誉に対する罪(第百三十條―第百三十二條)《平七法九一》

第三十五章 信用及び業務ニ対スル罪《明四〇法四五》

第三十五章 信用及び業務に対する罪(第百三十三條―第百三十四條の二)《平七法九一》

第三十六章 窃盜及び強盜ノ罪《明四〇法四五》

第三十六章 窃盜及び強盜の罪(第百三十五條―第百四十五條)《平七法九一》

第三十七章 詐欺及び恐喝ノ罪《明四〇法四五》

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪(第百四十六條―第百五十一條)《平七法九一》

第三十八章 横領ノ罪《明四〇法四五》

第三十八章 横領の罪(第百五十二條―第百五十五條)《平七法九一》

第三十九章 贓物ニ関スル罪《明四〇法四五》

第三十九章 贓物ニ関スル罪(第百五十六條・第百五十七條)《平七法九一》

第四十章 毀棄及び隱匿ノ罪《明四〇法四五》

第四十章 毀棄及び隱匿の罪(第百五十八條―第百六十四條)《平七法九一》

第一編 総則《明四〇法四五》

第一章 法例《明四〇法四五》

第一章 通則《平七法九一》

第一条 本法ハ何人ヲ問ハス帝国内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス《明四〇法四五》

第一条 本法ハ何人ヲ問ハス日本国内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス《昭二二法二四》

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。《平七法九一》

第二条 帝国外ニ在ル帝国船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ《明四〇法四五》

② 日本国外ニ在ル日本船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ《昭二二法二四》

② 日本国外ニ在ル日本船舶又ハ日本航空機内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ《昭二九法五七》

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。《平七法九一》

第二条 本法ハ何人ヲ問ハス帝国外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス《明四〇法四五》

第二条 本法ハ何人ヲ問ハス日本国外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス《昭三法二四》

第一条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。《平七法九一》

一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪《明四〇法四五》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

一 削除《昭三法二四》

- 二 第七十七条乃至第七十九条ノ罪《明四〇法四五》
- 二 第七十七条から第七十九条まで(内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助)ノ罪《平七法九一》
- 三 第八十一条乃至第八十九条ノ罪《明四〇法四五》
- 三 第八十一条、第八十二条、第八十七条及び第八十八条ノ罪《昭二二法二二四》
- 三 第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、第八十七条(未遂罪)及び第八十八条(予備及び陰謀)ノ罪《平七法九一》
- 四 第四百四十八条ノ罪及び其未遂罪《明四〇法四五》
- 四 第四百四十八条(通貨偽造及び行使等)ノ罪及びその未遂罪《平七法九一》
- 五 第五百五十四条、第五百五十五条、第五百五十七条及び第五百五十八条ノ罪《明四〇法四五》
- 五 第五百五十四条、第五百五十五条、第五百五十七条、第五百五十八条及び公務務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ル第六百六十一条ノ二ノ罪《昭六二法五二》
- 五 第五百五十四条(詔書偽造等)、第五百五十五条(公文書偽造等)、第五百五十七条(公正証書原本不実記載等)、第五百五十八条(偽造公文書行使等)及び公務務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六百六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)ノ罪《平七法九一》
- 六 第六百六十二条及び第六百六十三条ノ罪《明四〇法四五》
- 六 第六百六十二条(有価証券偽造等)及び第六百六十三条(偽造有価証券行使等)ノ罪《平七法九一》
- 七 第六百六十三条の二から第六百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)ノ罪《平一三法九七》
- 七 第六百六十四条乃至第六百六十六条ノ罪及び第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第二項ノ未遂罪《明四〇法四五》
- 七 第六百六十四条から第六百六十六条まで(御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等)ノ罪並びに第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項及び第六百六十六条第二項の罪ノ未遂罪《平七法九一》
- 八 第六百六十四条から第六百六十六条まで(御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等)ノ罪並びに第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項及び第六百六十六条第二項の罪ノ未遂罪《平一三法九七》
- 第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス《明四〇法四五》
- 第三條 本法ハ日本國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル日本國民ニ之ヲ適用ス《昭二二法二二四》  
(國民の国外犯)
- 第三條 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本國民に適用する。《平七法九一》
  - 一 第八八条、第九九条第一項ノ罪、第八八条、第九九条第一項ノ例ニ依リ処断ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪《明四〇法四五》
  - 一 第八八条(現住建造物等放火)及び第九九条第一項(非現住建造物等放火)ノ罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪ノ未遂罪《平七法九一》
- 二 第一百九条ノ罪《明四〇法四五》
- 二 第一百九条(現住建造物等侵害)ノ罪《平七法九一》
- 三 第一百五十九条乃至第六百六十一条ノ罪《明四〇法四五》
- 三 第一百五十九条乃至第六百六十一条ノ罪及びビ前条第五号ニ記載シタル以外ノ電磁的記録ニ係ル第六百六十一条ノ二(昭六二法五二)
- 三 第一百五十九条から第六百六十一条まで(私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使)及び前条第五号に規定する電磁的記録以外

- の電磁的記録に係る第六百六十一条の二の罪《平七法九一》
- 四 第六百六十七条ノ罪及ヒ同条第二項ノ未遂罪《明四〇法四五》
  - 四 第六百六十七条(私印偽造及び不正使用等)ノ罪及び同条第二項の罪ノ未遂罪《平七法九一》
  - 五 第七百七十六条乃至第七百七十九条、第八百八十一条及ヒ第七百八十四条ノ罪《明四〇法四五》
  - 五 第七百七十六条から第七百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)、第八百八十一条(強制わいせつ等致死傷)及び第七百八十四条(重婚)ノ罪《平七法九一》
  - 五 第七百七十六条から第七百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪)、第八百八十一条(強制わいせつ等致死傷)及び第七百八十四条(重婚)ノ罪《平一六法二五六》
  - 五 第七百七十六条から第八百八十一条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)及び第七百八十四条(重婚)ノ罪《平二九法六七》
  - 五 第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百七十九条から第八百八十一条まで(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)並びに第七百八十四条(重婚)ノ罪《令五法六六》
  - 六 第九百八十八条(贈賄)ノ罪《平二九法六七》
  - 六 第九百八十九条、第二百二条ノ罪及ヒ其未遂罪《明四〇法四五》
  - 六 第九百八十九条(殺人)ノ罪及びその未遂罪《平七法九一》
  - 七 第九百八十九条(殺人)ノ罪及びその未遂罪《平二九法六七》
  - 七 第二百二条及ヒ第二百五条ノ罪《明四〇法四五》
  - 七 第二百二条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)ノ罪《平七法九一》
  - 八 第二百二条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)ノ罪《平二九法六七》
  - 八 第二百二十四条乃至第二百二十六条ノ罪《明四〇法四五》
  - 八 第二百二十四条から第二百二十六条まで(業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷)ノ罪《平七法九一》
  - 九 第二百二十四条から第二百二十六条まで(業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷)ノ罪《平二九法六七》
  - 九 第二百二十八条ノ罪及ヒ同条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪《明四〇法四五》
  - 九 第二百二十八条(保護責任者遺棄等)ノ罪及び同条の罪に係る第二百二十九条(遺棄等致死傷)ノ罪《平七法九一》
  - 十 第二百二十八条(保護責任者遺棄等)ノ罪及び同条の罪に係る第二百二十九条(遺棄等致死傷)ノ罪《平二九法六七》
  - 十 第二百二十条及ヒ第二十一条ノ罪《明四〇法四五》
  - 十 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二十一条(逮捕等致死傷)ノ罪《平七法九一》
  - 十一 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二十一条(逮捕等致死傷)ノ罪《平二九法六七》
  - 十一 第二百二十四条乃至第二百二十八条ノ罪《明四〇法四五》
  - 十一 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)ノ罪《平七法九一》
  - 十一 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)ノ罪《平一七法六六》
  - 十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、當利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)ノ罪《平二九法六七》



十二 第二百三十条ノ罪《明四〇法四五》  
十二 第二百三十条(名誉毀損)ノ罪《平七法九一》  
十三 第二百三十条(名誉毀損)ノ罪《平二九法六七》

十三 第二百三十五条、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一条及ヒ第二百四十三條ノ罪《明四〇法四五》  
十三 第二百三十五条乃至第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一条及ヒ第二百四十三條ノ罪《昭三五法八三》

十三 第二百三十五条から第二百三十六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び第二百四十一条まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び第二百四十三條(未遂罪)ノ罪《平七法九一》

十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜、第二百三十八條から第二百四十一条まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び第二百四十三條(未遂罪)ノ罪《平二九法六七》

十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜、第二百三十八條から第二百四十一条まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷、第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・強制性交等及び同致死)並びに第二百四十三條(未遂罪)ノ罪《平二九法七一》

十四 第二百三十五條から第二百四十一條まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷、第二百四十一條第一項及び第三項(強盜・強制性交等及び同致死)並びに第二百四十三條(未遂罪)ノ罪《令五法六六》

十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪《明四〇法四五》

十四 第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)ノ罪《平七法九一》

十五 第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)ノ罪《平二九法六七》

十五 第二百五十三條ノ罪《明四〇法四五》

十五 第二百五十三條(業務上横領)ノ罪《平七法九一》

十六 第二百五十三條(業務上横領)ノ罪《平二九法六七》

十六 第二百五十六條第二項ノ罪《明四〇法四五》

十六 第二百五十六條第二項(盜品讓受け等)ノ罪《平七法九一》

十七 第二百五十六條第二項(盜品讓受け等)ノ罪《平二九法六七》

② 帝国外ニ於テ帝國臣民ニ対シ前項ノ罪ヲ犯シタル外国人ニ付キ亦同シ《明四〇法四五》

【削除】《昭二法二四》

(国民以外の者の国外犯)  
第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。《平一五法一一三》

一 第一百七十六条から第一百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)及び第一百八十一条(強制わいせつ等致死傷)ノ罪《平一五法一一三》

一 第一百七十六条から第一百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪)及び第一百八十一条(強制わいせつ等致死傷)ノ罪《平一六法一五六》

一 第一百七十六条から第八十一条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)ノ罪《平二九法七二》

一 第一百七十六條、第一百七十七條及び第一百七十九條から第八十一条まで(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)ノ罪《令五法六六》

二 第九十九條(殺人)ノ罪及びその未遂罪《平一五法一一三》

三 第二百四條(傷害)及び第二百五條(傷害致死)ノ罪《平一五法一一三》

四 第二百二十條(逮捕及び監禁)及び第二百二十一條(逮捕等致死傷)ノ罪《平一五法一一三》

五 第二百二十四條から第二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)ノ罪《平一五法一一三》

五 第二百二十四條から第二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)ノ罪《平一七法六六》

六 第二百三十六條(強盜)及び第二百三十八條から第二百四十一条まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)ノ罪並びにこれらの罪ノ未遂罪《平一五法一一三》

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・強制性交等及び同致死)ノ罪並びにこれらの罪(同条第一項ノ罪を除く。)ノ未遂罪《平二九法七一》

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・不同意性交等及び同致死)ノ罪並びにこれらの罪(同条第一項ノ罪を除く。)ノ未遂罪《令五法六六》

第四条 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス《明四〇法四五》

第四条 本法ハ日本国外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル日本国外ノ公務員ニ之ヲ適用ス《昭三法二四》

(公務員の国外犯)

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国外の公務員に適用する。《平七法九一》

一 第一条ノ罪及ヒ其未遂罪《明四〇法四五》

一 第一条(看守者等による逃走援助)ノ罪及びその未遂罪《平七法九一》

二 第二百五十六條ノ罪《明四〇法四五》

二 第二百五十六條(虚偽公文書作成等)ノ罪《平七法九一》

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪《明四〇法四五》

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條乃至第九十九條ノ三ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪《昭一六法一八》

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條乃至第九十九條ノ四ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪《昭三法一〇七》

三 第九十三條(公務員職權濫用)、第九十五條第二項(特別公務員暴行陵虐)及び第九十七條から第九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)ノ罪並びに第九十五條第二項ノ罪に係る第九十六條(特別公務員職權濫用等致死傷)ノ罪《平七法九一》

第四条ノ二 前三條ノ外本法ハ何人ヲ問ハズ日本国外ニ於テ第二編ノ罪ニシテ条約ニ依リ日本国外ニ於テ犯シタルトキト雖モ罰ス可キモノトセラレタルモノヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス《昭六二法五二》

(条約による国外犯)  
第四条の二 前三條に規定するもののほか、この法律は、日本国外において第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。《平七法九一》

(条約による国外犯)  
第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。《平一五法一一三》

第五条 外国ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ処罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外国ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得《明四〇法四五》

第五条 外国ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ処罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外国ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス《昭二二法二二四》

(外国判決の効力)

第五条 外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。《平七法九一》

第六条 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ変更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス《明四〇法四五》

(刑の変更)

第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。《平七法九一》

第七条 本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ《明四〇法四五》

(定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。《平七法九一》

② 公務所ト称スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ《明四〇法四五》  
2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。《平七法九一》

第七条ノ二 本法ニ於テ電磁的記録ト称スルハ電子的方式、磁気的方式其他ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハゼル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セララルモノヲ謂フ《昭六二法五二》

第七条ノ二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。《平七法九一》

第八条 本法ノ総則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス《明四〇法四五》

(他の法令の罪に対する適用)

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。《平七法九一》

## 第二章 刑 《明四〇法四五》

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料ヲ主刑トシ没収ヲ附加刑トス《明四〇法四五》

(刑の種類)

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。《平七法九一》

(刑の種類)

第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。《令四法六七B》

第十条 主刑ノ輕重ハ前条記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス《明四〇法四五》

(刑の軽重)

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。《平七法九一》

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。《令四法六七B》

(刑の軽重)

② 同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス《明四〇法四五》

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。《平七法九一》

③ 二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム《明四〇法四五》

3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によってその軽重を定める。《平七法九一》

第十一条 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス《明四〇法四五》

(死刑)

第十一条 死刑は、監獄内において、絞首して執行する。《平七法九一》

第十一条 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。《平一七法五〇》

(死刑)

② 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス《明四〇法四五》

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで監獄に拘留する。《平七法九一》

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘留する。《平一七法五〇》

第十二条 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス《明四〇法四五》

(懲役)

第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上十五年以下とする。《平七法九一》

第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。《平一六法一五六》

(拘禁刑)

第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。《令四法六七B》

② 懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス《明四〇法四五》

2 懲役は、監獄に拘留して所定の作業を行わせる。《平七法九一》

2 懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。《平一七法五〇》

2 拘禁刑は、刑事施設に拘留する。《令四法六七B》

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。《令四法六七B》

第十三条 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス《明四〇法四五》

(禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上十五年以下とする。《平七法九一》

(禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。《平一六法一五六》

第十三条 削除 《令四法六七B》

② 禁錮ハ監獄ニ拘留ス《明四〇法四五》

2 禁錮は、監獄に拘留する。《平七法九一》

2 禁錮は、刑事施設に拘留する。《平一七法五〇》

【削除】《令四法六七B》

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。《平一六法一五六》

（有期拘禁刑の加減の限度）

第十四条 死刑又は無期拘禁刑を減輕して有期拘禁刑とする場合においては、その長期を三十年とする。《令四四六六七B》

第十四条 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得《明四〇法四五》

（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）

第十四条 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては二十年にまで上げることができる。これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。《平七法九一》

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には三十年にまで上げることができる。《平一六法一五六》

2 有期拘禁刑を加重する場合には三十年にまで上げることができる。これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。《令四四六七B》

第十五条 罰金ハ二十円以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十円以下ニ降スコトヲ得《明四〇法四五》

第十五条 罰金ハ一万円以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一万円以下ニ降スコトヲ得《平三法三二》

（罰金）

第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合には、一万円未満に下げることができる。《平七法九一》

第十六条 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ措置ス《明四〇法四五》

（拘留）

第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に措置する。《平七法九一》

（拘留）

第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に措置する。《平一七法五〇》

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。《令四四六七B》

第十七条 科料ハ十錢以上二十円未満トス《明四〇法四五》

第十七条 科料ハ千円以上一万円未満トス《平三法三二》

（科料）

第十七条 科料は、千円以上一万円未満とする。《平七法九一》

第十八条 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ労役場ニ留置ス《明四〇法四五》

第十八条 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上二年以下ノ期間之ヲ労役場ニ留置ス《昭一六法六一》

（労役場留置）

第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。《平七法九一》

② 科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ労役場ニ留置ス《明四〇法四五》

2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。《平七法九一》

③ 科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス《明四〇法四五》

③ 罰金ヲ併科シタル場合又ハ罰金ト科料トヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス科料ヲ併科シタル場合ニ於ケル留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス《昭一六法六一》

3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えないことができる。科料を併科した場合にお

ける留置の期間は、六十日を超えることができる。《平七法九一》

④ 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ為ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ《明四〇法四五》

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができる場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。《平七法九一》

⑤ 罰金ニ付テハ裁判確定後三十日以内科料ニ付テハ裁判確定後十日以内本人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ為スコトヲ得ス《明四〇法四五》

5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。《平七法九一》

⑥ 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日数トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相当スル日数ヲ控除シテ之ヲ留置ス《明四〇法四五》

6 罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の全額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。《平七法九一》

6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とする。《平一八法三六》

⑦ 留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ残日数ニ充ツ《明四〇法四五》

7 留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの日数に充てる。《平七法九一》

【削除】《平一八法三六》  
8 留置一日ノ割合ニ満たサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス《明四〇法四五》

8 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。《平七法九一》

【削除】《平一八法三六》

第十九条 左ニ記載シタル物ハ之ヲ没収スルコトヲ得《明四〇法四五》

（没収）

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。《平七法九一》

一 犯罪行為ヲ組成シタル物《明四〇法四五》

一 犯罪行為を組成した物《平七法九一》

二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物《明四〇法四五》

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物《平七法九一》

三 犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物《明四〇法四五》

三 犯罪行為ヨリ生シ若クハ之ニ因リ得タル物又ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物《昭一六法六八》

三 犯罪行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物《平七法九一》

四 前号ニ記載シタル物ノ対償トシテ得タル物《昭一六法六八》

四 前号に掲げる物の対価として得た物《平七法九一》

② 没収ハ其物犯人以外ノ者ニ属セサルトキニ限ル《明四〇法四五》

② 没収ハ其物犯人以外ノ者ニ属セサルトキニ限ル但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知リテ其物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ属スル場合ト雖モ之ヲ没収スルコトヲ得《昭一六法六一》

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができ。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。



る。《平七法九一》

第十九条ノ二 前条第一項第三号及ヒ第四号ニ記載シタル物ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其価額ヲ追徴スルコトヲ得《昭一六法六一》

(追徴)

第十九条ノ二 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。《平七法九一》

第二十条 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ没収ヲ科スルコトヲ得ス但前条第一項第一号ニ記載シタル物ノ没収ハ此限ニ在ラス《明四〇法四五》

第二十条 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ没収ヲ科スルコトヲ得ス但第十九条第一項第一号ニ記載シタル物ノ没収ハ此限ニ在ラス《昭三二法二四》

(没収の制限)

第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。《平七法九一》

第二十一条 未決勾留ノ日数ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ《明四〇法四五》

(未決勾留日数の本刑算入)

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。《平七法九一》

第三章 期間計算 《明四〇法四五》

第二十二条 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス 《明四〇法四五》

(期間の計算)

第二十二条 月又は年によつて期間を定めるときは、曆に従つて計算する。《平七法九一》

第二十三条 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス 《明四〇法四五》

(刑期の計算)

第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算する。《平七法九一》

② 拘禁セラレサル日数ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス 《明四〇法四五》

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。《平七法九一》

第二十四条 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦同シ 《明四〇法四五》

(受刑等の初日及び釈放)

第二十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。《平七法九一》

② 放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ 《明四〇法四五》

2 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。《平七法九一》

第四章 刑ノ執行猶予 《明四〇法四五》

第四章 刑の執行猶予 《平七法九一》

第二十五条 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情状ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶予スルコトヲ得 《明四〇法四五》

第二十五条 左ニ記載シタル者三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情状ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶予スルコトヲ得 《昭三二法二四》

第二十五条 左ニ記載シタル者三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情状ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ

一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶予スルコトヲ得 《平三法三二》

(執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。《平二五法四九》

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。《令四法六七B》

一 前に禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナキ者 《明四〇法四五》

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者 《平七法九一》

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者 《令四法六七B》

二 前に禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナキ者 《明四〇法四五》

二 前に禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナキ者 《昭二八法一九五》

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者 《平七法九一》

二 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者 《令四法六七B》

② 前に禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ猶予セラレタル者一年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ情状特ニ憫諒ス可キモノアルトキ亦前項ニ同ジ但第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレ其期間内更ニ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此限ニ在ラス 《昭二八法一九五》

② 前に禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトアルモ其執行ヲ猶予セラレタル者一年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケ情状特ニ憫諒ス可キモノアルトキ亦前項ニ同ジ但第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレ其期間内更ニ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此限ニ在ラス 《昭一九法五七》

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつてもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。《平七法九一》

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつてもその刑の全部の執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。《平二五法四九》

2 前に拘禁刑に処せられたことがあつてもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。《令四法六七B》

第二十五条ノ二 前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス 《昭二八法一九五》

第二十五条ノ二 前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス 《昭一九法五七》



(保護観察)

第二十五条の二 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予中の保護観察)

第二十五条の二 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。《平二五法四九》

② 保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム《昭二八法一九五》

② 保護観察ハ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ仮ニ解除スルコトヲ得《昭二九法五七》

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。《平七法九一》

2 前項の規定により付けられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。《平二五法四九》

③ 保護観察ヲ仮ニ解除セラレタルトキハ前条第二項但書及び第二十六条ノ二第二号ノ規定ノ適用ニ付テハ其処分ヲ取消サルルマデノ間ハ保護観察ニ付セラレザリシモノト看做ス《昭二九法五七》

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。《平七法九一》

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。《平二五法四九》

第二十六条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ《明四〇法四五》

(執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。《平二五法四九》

一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ《明四〇法四五》

一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ《昭二八法一九五》

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき。《平七法九一》

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくとき。《平二五法四九》

一 猶予の期間内に更に罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくとき。《令四法六七B》

二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ《明四〇法四五》

二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ《昭二八法一九五》

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき。《平七法九一》

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくとき。《平二五法四九》

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくとき。《令四法六七B》

三 前条第二号ニ記載シタル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコト発覚シタルトキ《明四〇法四五》

三 第二十五条第一項第二号ニ記載シタル者及び第二十六条ノ二第三号ニ該ル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコト発覚シタルトキ《昭二八法一九五》

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。《平七法九一》

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたことが発覚したとき。《令四法六七B》

② 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ処セラレタルトキハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコトヲ得《昭三法二四》

第二十六条ノ二 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコトヲ得《昭二八法一九五》

(執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。《平二五法四九》

一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ処セラレタルトキ《昭二八法一九五》

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。《平七法九一》

二 第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ《昭二八法一九五》

二 第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ《昭二九法五七》

二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。《平七法九一》

三 猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其執行ヲ猶予セラレタルコト発覚シタルトキ《昭二八法一九五》

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。《平七法九一》

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。《平二五法四九》

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。《令四法六七B》

第二十六条ノ三 前二条ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消シタルトキハ執行猶予中ノ他ノ禁錮以上ノ刑ニ付テモ其猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ《昭二八法一九五》

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑(次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。)についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《令四法六七B》

第二十七条 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ《明四〇法四五》

(猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。《平七法九一》

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。《平二五法四九》

2 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。《令四法六七B》

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。《令四法六七B》

1 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定《令四法六七B》

2 人の資格に関する法令の規定《令四法六七B》

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないとき、この限りでない。《令四法六七B》

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。《令四法六七B》

6 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《令四法六七B》

(刑の一部の執行猶予)  
第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。《平二五法四九》

(刑の一部の執行猶予)  
第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。《令四法六七B》

1 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者《平二五法四九》  
1 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者《令四法六七B》  
2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者《平二五法四九》  
2 前に拘禁刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者《令四法六七B》

3 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者《平二五法四九》

3 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑

に処せられたことがない者《令四法六七B》

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。《平二五法四九》

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。《平二五法四九》

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき拘禁刑があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき拘禁刑の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。《令四法六七B》

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)  
第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。《平二五法四九》

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。《平二五法四九》

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。《平二五法四九》

(刑の一部の執行猶予の必要的取消)  
第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。《平二五法四九》

1 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。《平二五法四九》

1 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。《令四法六七B》

2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。《平二五法四九》  
2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたとき。《令四法六七B》

3 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。《平二五法四九》  
3 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。《令四法六七B》

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消)  
第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。《平二五法四九》

1 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。《平二五法四九》

2 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。《平二五法四九》

(刑の一部の執行猶予の取消の場合における他の刑の執行猶予の取消)  
2 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。《平二五法四九》

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《平二五法四九》  
〔刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し〕

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《令四法六七B》

（刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。《平二五法四九》

（刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その拘禁刑を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする拘禁刑に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。《令四法六七B》

2 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、前項前段の規定による減軽は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。《令四法六七B》

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第一項前段の規定による減軽がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。《令四法六七B》

1 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十七条の第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定。《令四法六七B》

二 人の資格に関する法令の規定。《令四法六七B》

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないとき、この限りでない。《令四法六七B》

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。《令四法六七B》

6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。《令四法六七B》

第五章 仮出獄 《明四〇法四五》

第五章 仮釈放 《平一七法五〇》

第二十八条 懲役又は禁錮二処セラレタル者改悛ノ状アルトキハ有期

刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ経過シタル後行政官庁ノ処分ヲ以テ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得。《明四〇法四五》

（仮出獄）

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。《平七法九一》

（仮釈放）

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。《平一七法五〇》

（仮釈放）

第二十八条 拘禁刑に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。《令四法六七B》

第二十九条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ仮出獄ノ処分ヲ取消スコトヲ得。《明四〇法四五》

（仮出獄の取消し）

第二十九条 次に掲げる場合においては、仮出獄の処分を取り消すことができる。《平七法九一》

（仮釈放の取消し）

第二十九条 次に掲げる場合においては、仮釈放の処分を取り消すことができる。《平一七法五〇》

（仮釈放の取消し等）

第二十九条 次に掲げる場合においては、仮釈放の処分を取り消すことができる。《平二五法四九》

一 仮出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。《明四〇法四五》

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。《平七法九一》

一 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。《平一七法五〇》

キ。《明四〇法四五》

二 仮出獄前二犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ処セラレタルトキ。《明四〇法四五》

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。《平七法九一》

二 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。《平一七法五〇》

三 仮出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ為スコトキ。《明四〇法四五》

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に對し、その刑の執行をすべきとき。《平七法九一》

三 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に對し、その刑の執行をすべきとき。《平一七法五〇》

四 仮出獄取締規則ニ違背シタルトキ。《明四〇法四五》

四 仮出獄中遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ。《昭二八法一九五》

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。《平七法九一》

四 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。《平一七法五〇》

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。《平一七法四九》

2 仮出獄ノ処分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日数ハ刑期ニ算入セス。《明四〇法四五》

2 仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の日数は、刑期に算入しない。《平七法九一》

2 仮釈放の処分を取り消したときは、釈放中の日数は、刑期に算入しない。《平一七法五〇》



3) 仮釈放の処分を取り消したとき、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、釈放中の日数は、刑期に算入しない。《平二五法四九》

第三十条 拘留ニ処セラレタル者ハ情状ニ因リ何時ニテモ行政官庁ノ処分ヲ以テ仮ニ出場ヲ許スコトヲ得《明四〇法四五》

(仮出場)

第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。《平七法九一》

② 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦

同シ《明四〇法四五》

2) 罰金又は科料を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六章 時効《明四〇法四五》

第六章 刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅《昭三二法二四》

第六章 刑の時効及び刑の消滅《平七法九一》

第三十一条 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得《明

四〇法四五》

(刑の時効)

第三十一条 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。《平七法九一》

(刑の時効)

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。《平二法二六》

第三十二条 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス《明四〇法四五》

(時効の期間)

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けられないことよって完成する。《平七法九一》

一 死刑ハ三十年《明四〇法四五》

一 死刑については三十年《平七法九一》

【削除】《平二法二六》

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年《明四〇法四五》

二 無期の懲役又は禁錮については二十年《平七法九一》

一 無期の懲役又は禁錮については三十年《平二法二六》

一 無期拘禁刑については三十年《令四法六七B》

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未満ハ五年《明四〇法四五》

三 十年以上の有期の懲役又は禁錮については十五年《平七法九一》

二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年《平二法二六》

二 十年以上の有期拘禁刑については二十年《令四法六七B》

四 罰金ハ三年《明四〇法四五》

四 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年《平七法九一》

三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年《平二法二六》

三 三年以上十年未満の拘禁刑については十年《令四法六七B》

五 拘留、科料及ヒ没収ハ一年《明四〇法四五》

五 三年未満の懲役又は禁錮については五年《平七法九一》

四 三年未満の懲役又は禁錮については五年《平二法二六》

四 三年未満の拘禁刑については五年《令四法六七B》

六 罰金については三年《平七法九一》

五 罰金については三年《平二法二六》

七 拘留、科料及び没収については一年《平七法九一》

六 拘留、科料及び没収については一年《平二法二六》

第三十三条 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶予シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス《明四〇法四五》

(時効の停止)

第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。《平七法九一》

2) 拘禁刑、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国

外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しない。《令五法一八A ※令四法六七Bの施行までの間は「拘禁刑」は「懲役、禁錮」と読み替える。附則第九条》

第三十四条 時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中断ス《明四〇法四五》

(時効の中断)

第三十四条 死刑、懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者その執行のために拘束することよって中断する。《平七法九一》

(時効の中断)

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者その執行のために拘束することよって中断する。《平二法二六》

(時効の中断)

第三十四条 拘禁刑及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者その執行のために拘束することよって中断する。《令四法六七B》

② 罰金、科料及ヒ没収ノ時効ハ執行行為ヲ為シタルニ因リ之ヲ中断ス《明四〇法四五》

2) 罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることよって中断する。《平七法九一》

第三十四条ノ二 禁錮以上ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ処セララルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

ハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ罰金以下ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑に処セララルコトナクシテ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ《昭三二法二四》

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。《平七法九一》

(刑の消滅)

第三十四条の二 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。《令四法六七B》

② 刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡確定シタル後罰金以上ノ刑ニ処セララルコトナクシテ二年ヲ経過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其効力ヲ失フ《昭三二法二四》

2) 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。《平七法九一》

第七章 犯罪ノ不成立及ビ刑ノ減免《明四〇法四五》

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免《平七法九一》

第三十五条 法令又ハ正当ノ業務ニ因リ為シタル行為ハ之ヲ罰セス《明四〇法四五》

(正当行為)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。《平七法九一》

第三十六条 急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ権利ヲ防衛スル為メ巴ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス《明四〇法四五》

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。《平七法九一》



② 防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得 《明四〇法四五》

2 防衛ノ程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。《平七法九一》

第三十七条 自己又ハ他人ノ生命、身体、自由若クハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避クル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケンシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得 《明四〇法四五》

〔緊急避難〕

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。《平七法九一》

② 前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス 《明四〇法四五》

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。《平七法九一》

第三十八条 罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス 《明四〇法四五》

〔故意〕

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。《平七法九一》

② 罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ処断スルコトヲ得ス 《明四〇法四五》

2 重い罪に当たるときは、行為をしたのに行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかつた者は、その重い罪によつて処断することはできない。《平七法九一》

③ 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト為スコトヲ得ス但情状ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得 《明四〇法四五》

3 法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。《平七法九一》

第三十九条 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス 《明四〇法四五》

〔心神喪失及び心神耗弱〕

第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。《平七法九一》

2 心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス 《明四〇法四五》

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。《平七法九一》

第四十条 聾啞者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス 《明四〇法四五》

第四十条 削除 《平七法九一》

第四十一条 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス 《明四〇法四五》

〔責任年齢〕

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。《平七法九一》

第四十二条 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得 《明四〇法四五》

〔自首等〕

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に發覺する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。《平七法九一》

② 告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴権ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴することができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだね

たときも、前項と同様とする。《平七法九一》

第八章 未遂罪 《明四〇法四五》

第四十三条 犯罪ノ実行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス 《明四〇法四五》

〔未遂減免〕

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかつた者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。《平七法九一》

第四十四条 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本条ニ於テ之ヲ定ム 《明四〇法四五》

〔未遂罪〕

第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。《平七法九一》

第九章 併合罪 《明四〇法四五》

第四十五条 確定裁判ヲ経サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス 《明四〇法四五》

第四十五条 確定裁判ヲ経サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス 《昭四三法六一》

〔併合罪〕

第四十五条 確定裁判を経していない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。《平七法九一》

〔併合罪〕

第四十五条 確定裁判を経していない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について拘禁刑以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。《令四法六七B》

第四十六条 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ処ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但没収ハ此限ニ在ラス 《明四〇法四五》

〔併科の制限〕

第四十六条 併合罪のうちの一の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。《平七法九一》

② 其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ没収ハ此限ニ在ラス 《明四〇法四五》

2 併合罪のうちの一の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。《平七法九一》

2 併合罪のうちの一の罪について無期拘禁刑に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。《令四法六七B》

第四十七条 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス 《明四〇法四五》

〔有期の懲役及び禁錮の加重〕

第四十七条 併合罪のうち二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。《平七法九一》

〔有期拘禁刑の加重〕

第四十七条 併合罪のうち二個以上の罪について有期拘禁刑に処するときには、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。《令四法六七B》

第四十八条 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六条第一項の場合ハ此限ニ在ラス《明四〇法四五》

(罰金の併科等)

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。《平七法九一》

② 二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ処断ス《明四〇法四五》

2 併合罪のうち二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。《平七法九一》

第四十九条 併合罪中重キ罪ニ没収ナシト雖モ他ノ罪ニ没収アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得《明四〇法四五》

(没収の付加)

第四十九条 併合罪のうち重い罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。《平七法九一》

② 二個以上ノ没収ハ之ヲ併科ス《明四〇法四五》  
2 二個以上の没収は、併科する。《平七法九一》

第五十条 併合罪中既ニ裁判ヲ経タル罪ト未タ裁判ヲ経サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ経サル罪ニ付キ処断ス《明四〇法四五》

(余罪の処理)

第五十条 併合罪のうち既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経していない罪とがあるときは、確定裁判を経していない罪について更に処断する。《平七法九一》

第五十一条 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ没収ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ没収ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半数ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス《明四〇法四五》

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。《平七法九一》

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。《令四法六七B》

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができる。《平七法九一》

2 前項の場合における有期拘禁刑の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができる。《令四法六七B》

第五十二条 併合罪ニ付キ処断セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム《明四〇法四五》

(一部に大赦があつた場合の措置)

第五十二条 併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。《平七法九一》

第五十三条 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六条の場合ハ此限ニ在ラス《明四〇法四五》

(拘留及び科料の併科)

第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。《平七法九一》

② 二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス《明四〇法四五》

2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。《平七法九一》

第五十四条 一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行為ニシテ他ノ罪名ニ触ルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ処断ス《明四〇法四五》

(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。《平七法九一》

② 第四十九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス《明四〇法四五》  
2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。《平七法九一》

第五十五条 連続シタル數個ノ行為ニシテ同一ノ罪名ニ触ルトキハ一罪トシテ之ヲ処断ス《明四〇法四五》

第五十五条 削除 《昭二法二四》

第十章 累犯 《明四〇法四五》

第五十六条 懲役ニ処セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ処ス可キトキハ之ヲ再犯トス《明四〇法四五》

(再犯)

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。《平七法九一》

(再犯)

第五十六条 拘禁刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処するときは、再犯とする。《令四法六七B》

② 懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ処ス可キトキ亦同シ《明四〇法四五》

2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減輕されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、前項と同様とする。《平七法九一》

2 死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により拘禁刑に減輕されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処するときは、前項と同様とする。《令四法六七B》

③ 併合罪ニ付キ処断セラレタル者其併合罪中懲役ニ処ス可キ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ処セラレタルモノト看做ス《明四〇法四五》

3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。《平七法九一》

【削除】 《令四法六七B》

第五十七条 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス《明四〇法四五》

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。《平七法九一》

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた拘禁刑の長期の二倍以下とする。《令四法六七B》

第五十八条 裁判確定後再犯者タルコトヲ発見シタルトキハ前条ノ規

〔定二〕従ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム。《明四〇法四五》

**第五十八条 削除** 《昭三法二四》

② 懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後発見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス。《明四〇法四五》

【削除】 《昭三法二四》

第五十九条 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ。《明四〇法四五》

〔三犯以上の累犯〕

第五十九条 三犯以上の者についても、再犯の例による。《平七法九一》

第十一章 共犯 《明四〇法四五》

第六十条 二人以上共同シテ犯罪ヲ実行シタル者ハ皆正犯トス。《明四〇法四五》

〔共同正犯〕

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

《平七法九一》

第六十一条 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者ハ正犯ニ準ス。《明四〇法四五》

〔教唆〕

第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

《平七法九一》

② 教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ。《明四〇法四五》

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。《平七法九一》

第六十二条 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス。《明四〇法四五》

〔幫助〕

第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。《平七法九一》

② 從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス。《明四〇法四五》

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。《平七法九一》

第六十三条 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス。《明四〇法四五》

〔從犯減輕〕

第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。《平七法九一》

第六十四条 拘留又ハ科料ノミニ処ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス。《明四〇法四五》

〔教唆及び幫助の処罰の制限〕

第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。《平七法九一》

第六十五条 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス。《明四〇法四五》

〔身分犯の共犯〕

第六十五条 犯人の身分によつて構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。《平七法九一》

② 身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス。《明四〇法四五》

2 身分によつて特に刑の輕重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。《平七法九一》

第十二章 酌量減輕 《明四〇法四五》

第六十六条 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得。《明四〇法四五》

〔酌量減輕〕

第六十六条 犯罪の情狀に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。《平七法九一》

第六十七条 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減

輕ヲ為スコトヲ得。《明四〇法四五》

〔法律上の加減と酌量減輕〕

第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減輕をすることができる。《平七法九一》

第十三章 加減例 《明四〇法四五》

第十三章 加重減輕の方法 《平七法九一》

第六十八条 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル。《明四〇法四五》

〔法律上の減輕の方法〕

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。《平七法九一》

一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス。《明四〇法四五》

一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。《平七法九一》

一 死刑を減輕するときは、無期又は十年以上の拘禁刑とする。《令四法六七B》

六七B》

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス。《明四〇法四五》

ハ禁錮トス。《明四〇法四五》

二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。《平七法九一》

二 無期拘禁刑を減輕するときは、七年以上の有期拘禁刑とする。《令四法六七B》

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス。《明四〇法四五》

《明四〇法四五》

三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。《平七法九一》

三 有期拘禁刑を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。《令四法六七B》

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス。《明四〇法四五》

七法九一》

四 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。《平七法九一》

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス。《明四〇法四五》

《平七法九一》

五 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。《平七法九一》

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス。《明四〇法四五》

《平七法九一》

六 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。《平七法九一》

第六十九条 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本条ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス。《明四〇法四五》

〔法律上の減輕と刑の選択〕

第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。《平七法九一》

第七十条 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス。《明四〇法四五》

〔端数の切捨て〕

第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。《平七法九一》

〔端数の切捨て〕

第七十条 拘禁刑又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。《令四法六七B》

〔削除〕 《平三法三二》

② 罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同シ。《明四〇法四五》



第七十一条 酌量減輕ヲ為ス可キトキ亦第六十八条及ヒ前条ノ例ニ依ル《明四〇法四五》

**〔酌量減輕の方法〕**

第七十一条 酌量減輕をするときも、第六十八条及び前条の例による。《平七法九一》

第七十二条 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル《明四〇法四五》

**（加重減輕の順序）**

第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。《平七法九一》

一 再犯加重《明四〇法四五》

二 法律上ノ減輕《明四〇法四五》

二 法律上の減輕《平七法九一》

三 併合罪ノ加重《明四〇法四五》

三 併合罪の加重《平七法九一》

四 酌量減輕《明四〇法四五》

第二編 罪《明四〇法四五》

第一章 皇室ニ対スル罪《明四〇法四五》

第一章 削除《昭二法二四》

第七十三条 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス《明四〇法四五》

第七十三条乃至第七十六条 削除《昭二法二四》

第七十三条から第七十六条まで 削除《平七法九一》

第七十四条 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

〔削除〕《昭二法二四》

② 神宮又ハ皇陵ニ対シ不敬ノ行為アリタル者亦同シ《明四〇法四五》

〔削除〕《昭二法二四》

第七十五条 皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ処シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

〔削除〕《昭二法二四》

第七十六条 皇族ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

〔削除〕《昭二法二四》

第二章 内乱ニ関スル罪《明四〇法四五》

第二章 内乱に関する罪《平七法九一》

第七十七条 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ為シタル者ハ内乱ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス《明四〇法四五》

（内乱）

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。《平七法九一》

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。《平七法九一》

一 首謀者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

二 謀議ニ参与シ又ハ群衆ノ指揮ヲ為シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ処シ其他諸般ノ職務ニ従事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁

錮ニ処ス《明四〇法四五》

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。《平七法九一》

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の拘禁刑に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

三 附和随行シ其他単ニ暴動ニ干シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。《平七法九一》

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三号ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス《明四〇法四五》

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。《平七法九一》

第七十八条 内乱ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

〔予備及び陰謀〕

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。《平七法九一》

〔予備及び陰謀〕

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第七十九条 兵器 金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行為ヲ以テ前二条ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

（内乱等幫助）

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。《平七法九一》

（内乱等幫助）

第七十九条 兵器 資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第八十条 前二条ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス《明四〇法四五》

（自首による刑の免除）

第八十条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。《平七法九一》

第三章 外患ニ関スル罪《明四〇法四五》

第三章 外患に関する罪《平七法九一》

第八十一条 外国ニ通謀シテ帝國ニ対シ戦端ヲ開カシメ又ハ敵国ニ与シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ処ス《明四〇法四五》

第八十一条 外国ニ通謀シテ日本国ニ対シ武力ヲ行使スルニ至ラシメタル者ハ死刑ニ処ス《昭三法二四》

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。《平七法九一》

（外患誘致）

第八十二条 要塞、陣営、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造ヲ敵国ニ交付シタル者ハ死刑ニ処ス《明四〇法四五》

第八十二条 日本国ニ対シ外国ヨリ武力ノ行使アリタルトキ之ニ与シテ其軍務ニ服シ其他之ニ軍事上ノ利益ヲ与ヘタル者ハ死刑又ハ無期若クハ二年以上ノ懲役ニ処ス《昭三法二四》

（外患援助）

第八十二条 日本国に対し外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、



死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。《平七法九一》

（外患援助）

**第八十二条** 日本国に対し外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 兵器、弾薬其他軍用ニ供スル物ヲ敵国ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第八十三条** 敵国ヲ利スル為メ要塞、陣営、艦船、兵器、弾薬、汽車、電車、鉄道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壊シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**第八十三条乃至第八十六条** 削除《昭二法二四》

**第八十三条から第八十六条まで** 削除《平七法九一》

**第八十四条** 帝国ノ軍用ニ供セサル兵器、弾薬其他直接ニ戦闘ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵国ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第八十五条** 敵国ノ為メニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ補助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

② 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄シタル者亦同シ《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第八十六条** 前五条ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵国ニ軍事上ノ利益ヲ与へ又ハ帝国ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第八十七条** 前六条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

**第八十七条** **第八十一条及ヒ第八十二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス**《昭二法二四》

（未遂罪）

**第八十七条** **第八十一条及ヒ第八十二条の罪の未遂は、罰する。**《平七法九一》

**第八十八条** 第八十一条乃至第八十六条ニ記載シタル罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**第八十八条** **第八十一条及ヒ第八十二条ニ記載シタル罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス**《昭二法二四》

（予備及び陰謀）

**第八十八条** 第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

（予備及び陰謀）

**第八十八条** 第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

**第八十九条** 本章ノ規定ハ戦時同盟国ニ対スル行為ニ亦之ヲ適用ス《明四〇法四五》

**第八十九条** 削除《昭二法二四》

第四章 国交ニ関スル罪《明四〇法四五》

**第四章** 国交に関する罪《平七法九一》

**第九十条** 帝国ニ滞在スル外国ノ君主又ハ大統領ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**第九十条及ヒ第九十一条** 削除《昭二法二四》

**第九十条及び第九十一条** 削除《平七法九一》

② 帝国ニ滞在スル外国ノ君主又ハ大統領ニ対シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ

三年以上ノ懲役ニ処ス但外国政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第九十一条** 帝国ニ派遣セラレタル外国ノ使節ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

② 帝国ニ派遣セラレタル外国ノ使節ニ対シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス《明四〇法四五》

**【削除】**《昭二法二四》

**第九十二条** 外国ニ対シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其国ノ国旗其他ノ国章ヲ損壊、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス但外国政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス《明四〇法四五》

**第九十二条** 外国ニ対シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其国ノ国旗其他ノ国章ヲ損壊、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス但外国政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス《平三法三二》

（外国国章損壊等）

**第九十二条** 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（外国国章損壊等）

**第九十二条** 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

2) 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

**第九十三条** 外国ニ対シ私ニ戦闘ヲ為ス目的ヲ以テ其予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ処ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス《明四〇法四五》

（私戦予備及び陰謀）

**第九十三条** 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三年以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。《平七法九一》

（私戦予備及び陰謀）

**第九十三条** 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三年以上五年以下の拘禁刑に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。《令四法六七B》

**第九十四条** 外国交戦ノ際局外中立ニ関スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

**第九十四条** 外国交戦ノ際局外中立ニ関スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

（中立命令違反）

**第九十四条** 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（中立命令違反）

**第九十四条** 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪《明四〇法四五》

**第五章** 公務の執行を妨害する罪《平七法九一》

**第九十五条** 公務員ノ職務ヲ執行スルニ当リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

（公務執行妨害及び職務強要）

**第九十五条** 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九一》

（公務執行妨害及び職務強要）

**第九十五条** 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は

脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。《平一八法三六》

（公務執行妨害及び職務強要）

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 公務員ヲシテ或処分ヲ為サシメ若クハ為サラシムル為メ又ハ其職ヲ辞セシムル為メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ《明四〇法四五》

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第九十六条 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第九十六条 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

（封印等破棄）

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（封印等破棄）

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《平三法七四》

（封印等破棄）

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《令四法六七B》

第九十六条ノ二 強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隠匿、損壊若クハ仮装譲渡シ又ハ仮装ノ債務ヲ負担シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

第九十六条ノ二 強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隠匿、損壊若クハ仮装譲渡シ又ハ仮装ノ債務ヲ負担シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

（強制執行妨害）

第九十六条ノ二 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（強制執行妨害目的財産損壊等）

第九十六条ノ二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。《平二三法七四》

（強制執行妨害目的財産損壊等）

第九十六条ノ二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。《令四法六七B》

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為。《平三法七四》

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変し、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為。《平二三法七四》

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為。《平三法七四》

（強制執行行為妨害等）

第九十六条ノ三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《平二三法七四》

（強制執行行為妨害等）

第九十六条ノ三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《令四法六七B》

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。《平二三法七四》

（強制執行関係売却妨害）

第九十六条ノ四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《平二三法七四》

（強制執行関係売却妨害）

第九十六条ノ四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《令四法六七B》

（加重封印等破棄等）

第九十六条ノ五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《平三法七四》

（加重封印等破棄等）

第九十六条ノ五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《令四法六七B》

第九十六条ノ三 偽計若クハ威力ヲ用ヒ公ノ競売又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

第九十六条ノ三 偽計若クハ威力ヲ用ヒ公ノ競売又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

（競売等妨害）

第九十六条ノ三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条ノ六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《平二三法七四》

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条ノ六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。《令四法六七B》

② 公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者亦同シ《昭一六法六一》

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六章 逃走ノ罪 《明四〇法四五》

第六章 逃走の罪 《平七法九一》

第九十七条 既決未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

（逃走）

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(逃走)

第九十七条 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に処する。《令五法二八B》

(逃走)

第九十七条 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十八条 既決、未決ノ囚人又ハ勾引状ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壊シ若クハ暴行、脅迫ヲ為シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。《令五法二八B》

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十九条 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百条 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給与シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百条 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(看守者等による逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

第一百条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百二条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第七章 犯人藏匿及ヒ証拠隠滅ノ罪《明四〇法四五》

第七三章 犯人藏匿及ビ証拠隠滅ノ罪《平七法九一》

第三百三条 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第三百三条 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(犯人藏匿等)

第三百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(犯人藏匿等)

第三百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平二八法五四》

(犯人藏匿等)

第三百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第四百四条 他人ノ刑事被告事件ニ関スル証拠ヲ湮滅シ又ハ偽造、変造シ若クハ偽造、変造ノ証拠ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第四百四条 他人ノ刑事被告事件ニ関スル証拠ヲ湮滅シ又ハ偽造、変造シ若クハ偽造、変造ノ証拠ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(証拠隠滅等)

第四百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(証拠隠滅等)

第四百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平二八法五四》

(証拠隠滅等)

第四百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第五百五条 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ為メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス《明四〇法四五》

第五百五条 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ為メニ犯シタルトキハ其刑ヲ免除スルコトヲ得《昭三法二四》

第五百五条 前二条ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ為メニ犯シタルトキハ其刑ヲ免除スルコトヲ得《昭三法一〇七》

(親族による犯罪に関する特例)

第五百五条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。《平七法九一》

第五百五条ノ二 自己若クハ他人ノ刑事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其親族ニ対シ該事件ニ関シ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《昭三法一〇七》

第五百五条ノ二 自己若クハ他人ノ刑事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其親族ニ対シ該事件ニ関シ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ



懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三》

(証人等威迫)

第二百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九二》

(証人等威迫)

第二百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平二八法五四》

(証人等威迫)

第二百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《平二八法五四》

第七章ノ二 安寧秩序ニ対スル罪《昭一六法六一》

[削除]《昭二法二四》

第二百五条ノ二 人心ヲ惑乱スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

[削除]《昭二法二四》

② 銀行預金ノ取付其他経済上ノ混乱ヲ誘発スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

[削除]《昭二法二四》

第二百五条ノ三 戦時天災其他ノ事変ニ際シ人心ノ惑乱又ハ経済上ノ混乱ヲ誘発スヘキ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

[削除]《昭二法二四》

第二百五条ノ四 戦時天災其他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ国民経済ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ為シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス《昭二六法ハ》

[削除]《昭二法二四》

② 前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ十万円以下ノ罰金ヲ併可スルコトヲ得《昭一六法六一》

[削除]《昭二法二四》

第八章 騒擾ノ罪《明四〇法四五》

第八章 騒乱の罪《平七法九二》

第一百六条 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ騒擾ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス《明四〇法四五》

(騒乱)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。《平七法九二》

一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九二》

一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九二》

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

三 附和随行者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

三 附和随行者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三一》

三 附和随行者ハ十万円以下の罰金に処する。《平七法九二》

第一百七条 暴行又ハ脅迫ヲ為ス為メ多衆聚合シシテ該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其他ノ者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第一百七条 暴行又ハ脅迫ヲ為ス為メ多衆聚合シシテ該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其他ノ者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三一》

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。《平七法九二》

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第九章 放火及ヒ失火ノ罪《明四〇法四五》

第九章 放火及び失火の罪《平七法九二》

第一百八条 火ヲ放テテ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鉱坑ヲ焼燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。《平七法九二》

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百九条 火ヲ放テテ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、艦船若クハ鉱坑ヲ焼燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平七法九二》

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス但公共ノ危険ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス《明四〇法四五》

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。《平七法九二》

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。《令四法六七B》

第一百十条 火ヲ放テテ前二条ニ記載シタル以外ノ物ヲ焼燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》(建造物等以外放火)



第一百十條 放火して、前二條に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(建造物等以外放火)

第一百十條 放火して、前二條に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

② 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ十萬円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。《平七法九一》

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の拘禁刑又は十萬円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第一百十一條 第九九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八八條又ハ第九九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(延焼)

第一百十一條 第九九條第二項又は前條第二項の罪を犯し、よつて第八八條又は第九九條第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(延焼)

第一百十一條 第九九條第二項又は前條第二項の罪を犯し、よつて第八八條又は第九九條第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

2 前條第二項の罪を犯し、よつて同條第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2 前條第二項の罪を犯し、よつて同條第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百十二條 第八八條及ヒ第九九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四〇法四五》

(未遂罪)

第一百十二條 第八八條及び第九九條第一項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第一百十三條 第八八條又ハ第九九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其準備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得 《明四〇法四五》

(予備)

第一百十三條 第八八條又は第九九條第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情狀により、その刑を免除することができる。《平七法九一》

第一百十三條 第八八條又は第九九條第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情狀により、その刑を免除することができる。《令四法六七B》

第一百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(消火妨害)

第一百十四條 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壞し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(消火妨害)

第一百十四條 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壞し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百十五條 第九九條第一項及ヒ第一百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ 《明四〇法四五》

(差押え等に係る自己の物に関する特例)

第一百十五條 第九九條第一項及び第一百十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物權を負担し、貸貸し、又は保險に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。《平七法九一》

(差押え等に係る自己の物に関する特例)

第一百十五條 第九九條第一項及び第一百十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物權を負担し、貸貸し、配偶者居住權が設定され、又は保險に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。《平三〇法七》

第一百十六條 火ヲ失シテ第八八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

(失火)

第一百十六條 火ヲ失シテ第八八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス 《昭一六法六一》

第一百十六條 火ヲ失シテ第八八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

(失火)

第一百十六條 失火により、第八八條に規定する物又は他人の所有に係る第九九條に規定する物を焼損した者は、五十萬円以下の罰金に処する。《平七法九一》

② 火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2 失火により、第九九條に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十條に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第一百十七條 火藥 汽缶其他激発ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ 《明四〇法四五》

(激発物破裂)

第一百十七條 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第八八條に規定する物又は他人の所有に係る第九九條に規定する物を損壞した者は、放火の例による。第九九條に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十條に規定する物を損壞し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。《平七法九一》

② 前項ノ行為過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ 《明四〇法四五》

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。《平七法九一》

第一百十七條ノ二 第一百十六條又ハ前條第一項ノ行為カ業務上必要ナル注意ヲ怠リタルニ因ルトキ又ハ重大ナル過失ニ出テタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス 《昭一六法六》

第一百十七條ノ二 第一百十六條又ハ前條第一項ノ行為カ業務上必要ナル注意ヲ怠リタルニ因ルトキ又ハ重大ナル過失ニ出テタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

(業務上失火等)

第一百十七條ノ二 第一百十六條又は前條第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによると、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は五十萬円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(業務上失火等)

第一百十七條ノ二 第一百十六條又は前條第一項の行為が業務上必要な注

意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第一百八条 瓦斯、電気又はハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ノ生命、身体又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第一百八条 瓦斯、電気又はハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ノ生命、身体又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(ガス漏出等及び同致死傷)  
第一百八条 ガス、電気又はハ蒸汽を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(ガス漏出等及び同致死傷)  
第一百八条 ガス、電気又はハ蒸汽を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 瓦斯、電気又はハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス《明四〇法四五》  
2) ガス、電気又はハ蒸汽を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第十章 溢水及び水利ニ関スル罪 《明四〇法四五》  
第十章 出水及び水利に関する罪 《平七法九一》

第一百九条 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鉱坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(現住建造物等浸害)  
第一百九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(現住建造物等浸害)  
第一百九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第一百二十条 溢水セシメテ前条ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(非現住建造物等浸害)  
第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(非現住建造物等浸害)  
第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保険ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル《明四〇法四五》

2) 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負擔し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。《平七法九一》

2) 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負擔し、賃貸し、配偶者居住權が設定され、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。《令三〇法七一》

第二百一十一条 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(水防妨害)  
第二百一十一条 水害の際に、防水用の物を隠匿し、若しくは損壞し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(水防妨害)  
第二百一十一条 水害の際に、防水用の物を隠匿し、若しくは損壞し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百二十二条 過失ニ因リ溢水セシメテ第一百九条ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第一百二十条ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百二十二条 過失ニ因リ溢水セシメテ第一百九条ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第一百二十条ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(過失建造物等浸害)  
第二百二十二条 過失により出水させて、第一百九条に規定する物を浸害した者又は第一百二十条に規定する物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

第二百二十三条 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト為ル可キ行為又ハ溢水セシム可キ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百二十三条 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト為ル可キ行為又ハ溢水セシム可キ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(水利妨害及び出水危険)  
第二百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第十一章 往来ヲ妨害スル罪 《明四〇法四五》  
第十一章 往来を妨害する罪 《平七法九一》

第二百二十四条 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往来ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百二十四条 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往来ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(往来妨害及び同致死傷)  
第二百二十四条 陸路、水路又は橋を損壞し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(往来妨害及び同致死傷)  
第二百二十四条 陸路、水路又は橋を損壞し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス《明四〇法四五》  
2) 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第二百二十五条 鉄道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往来ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(往来危険)  
第二百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壞し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、一年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

〔往來危険〕

第二百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往來の危険を生じさせた者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 灯台又ハ浮標ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ《明四〇法四五》

2) 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往來の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。《令七法九一》

第二百二十六条 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ《明四〇法四五》

2) 現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

③ 前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。《平七法九一》

3) 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百二十七条 第二百二十五条ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前条ノ例ニ同シ《明四〇法四五》

(往來危険による汽車転覆等)

第二百二十七条 第二百二十五条の罪を犯し、よつて汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。《平七法九一》

第二百二十八条 第二百二十四条第一項、第二百二十五条及ヒ第二百二十六条第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条第一項、第二百二十五条並びに第二百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第二百二十九条 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百二十九条 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(過失往來危険)

第二百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往來の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

② 其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

② 其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

2) その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第十二章 住居ヲ侵ス罪《明四〇法四五》

第十二章 住居を侵す罪《平七法九一》

第三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(住居侵入等)

第三十條 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(住居侵入等)

第三十條 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第三十一條 削除《昭三法二四》

② 神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ《明四〇法四五》

【削除】《昭三法二四》

第三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

第三十二條 第三百十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《昭三法二四》

(未遂罪)

第三十二條 第三百十條の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第十三章 秘密ヲ侵ス罪《明四〇法四五》

第十三章 秘密を侵す罪《平七法九一》

第三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(信書開封)

第三十三條 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(信書開封)

第三十三條 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第三十四條 医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第三十四條 医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(秘密漏示)

第三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、公証人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(秘密漏示)

第三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、公証人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平一三法一五三》

(秘密漏示)

第三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、公証人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平一三法一五三》

(秘密漏示)



第二百二十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 宗教若クハ祭祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ 《明四〇法四五》

2) 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百三十五条 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス 《明四〇法四五》

(親告罪)

第二百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

第十四章 阿片煙ニ関スル罪 《明四〇法四五》

第十四章 あへん煙に関する罪 《平七法九一》

第二百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販売シ若クハ販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(あへん煙輸入等)

第二百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あへん煙輸入等)

第二百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販売シ若クハ販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(あへん煙吸食器具輸入等)

第二百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あへん煙吸食器具輸入等)

第二百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

(あへん煙吸食器具輸入等)

第二百三十八條 税関官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第二百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第二百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(あへん煙吸食及び場所提供)

第二百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あへん煙吸食及び場所提供)

第二百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あへん煙吸食及び場所提供)

第二百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 阿片煙ヲ吸食スル為メ房屋ヲ給与シテ利ヲ図リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

2) あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2) あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(あへん煙等所持)

第二百四十條 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あへん煙等所持)

第二百四十條 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四〇法四五》

(未遂罪)

第二百四十一條 この章の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第十五章 飲料水ニ関スル罪 《明四〇法四五》

第十五章 飲料水に関する罪 《平七法九一》

第二百四十二條 人ノ飲料ニ供スル浄水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

(浄水汚染)

第二百四十二條 人ノ飲料ニ供スル浄水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三一》

(浄水汚染)

第二百四十二條 人の飲料に供する浄水を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(浄水汚染)

第二百四十二條 人の飲料に供する浄水を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百四十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(水道汚染)

第二百四十三條 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(水道汚染)

第二百四十三條 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

(水道汚染)

第二百四十四條 人ノ飲料ニ供スル浄水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(浄水毒物等混入)

第二百四十四條 人の飲料に供する浄水に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(浄水毒物等混入)

第二百四十四條 人の飲料に供する浄水に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

(浄水毒物等混入)

第二百四十五條 前三条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス 《明四〇法四五》

(浄水汚染等致死傷)

第二百四十五條 前三条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

(浄水汚染等致死傷)

第二百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

第二百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他の人の健康を害す可き物を混入した者は、二年以上ノ有期懲役ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役に処ス 《明四〇法四五》

(水道毒物等混入及び同致死)

第四百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(水道毒物等混入及び同致死)

第四百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲禁刑に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第四百四十七条 公衆ノ飲料ニ供スル浄水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(水道損壞及び閉塞)

第四百四十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を損壞し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(水道損壞及び閉塞)

第四百四十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を損壞し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第十六章 通貨偽造ノ罪《明四〇法四五》

第十六章 通貨偽造の罪《平七法九一》

第四百四十八条 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(通貨偽造及び行使等)

第四百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(通貨偽造及び行使等)

第四百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 偽造、変造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ《明四〇法四五》

2| 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第四百四十九条 行使ノ目的ヲ以テ国内ニ流通スル外国ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(外国通貨偽造及び行使等)

第四百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

(外国通貨偽造及び行使等)

第四百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 偽造、変造ノ外国ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ《明四〇法四五》

2| 偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第四百五十条 行使ノ目的ヲ以テ偽造、変造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(偽造通貨等取得)

第四百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(偽造通貨等取得)

第四百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第四百五十一条 前三条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第四百五十一条 前三条の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第四百五十二条 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又ハ変造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名価三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一円以下ニ降スコトヲ得ス《明四〇法四五》

第四百五十二条 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又ハ変造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名価三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但二千円以下ニ降スコトヲ得ス《平三法三一》

(取得後知情行使等)

第四百五十二条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰金又は科料に処する。ただし、二千円以下にすることはできない。《平七法九一》

第四百五十三条 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ変造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(通貨偽造等準備)

第四百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(通貨偽造等準備)

第四百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第十七章 文書偽造ノ罪《明四〇法四五》

第十七章 文書偽造の罪《平七法九一》

第四百五十四条 行使ノ目的ヲ以テ御璽、国璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、国璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(詔書偽造等)

第四百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(詔書偽造等)

第四百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 御璽、国璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ変造シタル者亦同シ《明四〇法四五》

2| 御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第四百五十五条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(公文書偽造等)

第四百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは図画を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(公文書偽造等)

第四百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署

名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

- ② 公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ図画ヲ変造シタル者亦同シ《明四〇法四五》
- 2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。《平七法九》

- ③ 前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ図画ヲ変造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》
- ③ 前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ図画ヲ変造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

- 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九》

- 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

- 第百五十六條 公務員其職務ニ関シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ図画ヲ作り又ハ文書若クハ図画ヲ変造シタルトキハ印章 署名ノ有無ヲ区別シ前二条ノ例ニ依ル《明四〇法四五》

（虚偽公文書作成等）

- 第百五十六條 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。《平七法九》

- 第百五十七條 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

- 第百五十七條 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《昭二六法六一》

- 第百五十七條 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲ為サシメ又ハ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録ニ不実ノ記録ヲ為サシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《昭六二法五》

- 第百五十七條 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲ為サシメ又ハ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録ニ不実ノ記録ヲ為サシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

- 第百五十七條 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九》

（公正証書原本不実記載等）

- 第百五十七條 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

- ② 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ免状 鑑札又ハ旅券ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

（法四五）

- ② 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ免状 鑑札又ハ旅券ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス《昭一

六法六一》

- ② 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ免状、鑑札又ハ旅券ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

- 2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。《平七法九》

- 2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

- ③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。《平七法九》

- 第百五十八條 前四条ニ記載シタル文書又ハ図画ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ図画ヲ偽造若クハ変造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ図画ヲ作り又ハ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ト同一ノ刑ニ処ス《明四〇法四五》

- 第百五十八條 前四条ニ記載シタル文書若クハ図画ヲ行使シ又ハ前条第一項ニ記載シタル電磁的記録ヲ公正証書ノ原本トシテノ用ニ供シタル者ハ其文書又ハ図画ヲ偽造若クハ変造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ図画ヲ作り又ハ不実ノ記載若クハ記録ヲ為サシメタル者ト同一ノ刑ニ処ス《昭六二法五》

（偽造公文書行使等）

- 第百五十八條 第百五十四條から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。《平七法九》

- ② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。《平七法九》

- 第百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事実証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事実証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

（私文書偽造等）

- 第百五十九條 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九》

（私文書偽造等）

- 第百五十九條 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

- ② 他人ノ印章ヲ捺捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事実証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ変造シタル者亦同シ《明四〇法四五》
- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。《平七法九》

- ③ 前二項ノ外權利、義務又ハ事実証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

- ③ 前二項ノ外權利、義務又ハ事実証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

- 3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。《平七法九》

- 3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文



書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第百六十条 医師が公務所ニ提出ス可キ診断書、検案書又ハ死亡証書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス。《明四〇法四五》

第百六十条 医師が公務所ニ提出ス可キ診断書、検案書又ハ死亡証書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス。《平三法三一》

(虚偽診断書等作成)  
第百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(虚偽診断書等作成)  
第百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第百六十一条 前二条ニ記載シタル文書又ハ図画ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ図画ヲ偽造若クハ変造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル者ト同一ノ刑ニ処ス。《明四〇法四五》

(偽造私文書等行使)  
第百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同じの刑に処する。《平七法九一》

② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。《明四〇法四五》

② 前項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第百六十一条ノ二 人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的ヲ以テ其事務処理ノ用ニ供スル権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録ヲ不正ニ作リタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。《昭六二法五》

第百六十一条ノ二 人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的ヲ以テ其事務処理ノ用ニ供スル権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録ヲ不正ニ作リタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス。《平三法三三》

(電磁的記録不正作出及び供用)  
第百六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ罪公務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ルトキハ十年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス。《昭六二法五》

② 前項ノ罪公務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ルトキハ十年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス。《平三法三三》

2] 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

③ 不正ニ作ラレタル権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録ヲ第一項ノ目的ヲ以テ人ノ事務処理ノ用ニ供シタル者ハ其電磁的記録ヲ不正ニ作リタル者ト同一ノ刑ニ処ス。《昭六二法五》

3] 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同じの刑に処する。《平七法九一》

④ 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。《昭六二法五》

4] 前項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第十八章 有価証券偽造ノ罪 《明四〇法四五》

第十八章 有価証券偽造の罪 《平七法九一》

第百六十二条 行使ノ目的ヲ以テ公債証書、官府ノ証券、会社ノ株券其他ノ有価証券ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

(有価証券偽造等)  
第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官府の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(有価証券偽造等)  
第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官府の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 行使ノ目的ヲ以テ有価証券ニ虚偽ノ記入ヲ為シタル者亦同シ。《明四〇法四五》

2] 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様にする。《平七法九一》

第百六十三条 偽造、変造ノ有価証券又ハ虚偽ノ記入ヲ為シタル有価証券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

(偽造有価証券行使等)  
第百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(偽造有価証券行使等)  
第百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。《明四〇法四五》

2] 前項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪 《平一三法九七》

(支払用カード電磁的記録不正作出等)  
第百六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。《令四法六七B》

2] 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。《平一三法九七》

3] 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。《平一三法九七》

(不正電磁的記録カード所持)  
第百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平一三法九七》

(不正電磁的記録カード所持)

第六百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六百六十三条の四 第六百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。《平一三法九七》

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六百六十三条の四 第六百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。《令四法六七B》

2) 不正に取得された第六百六十三条の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。《平一三法九七》

3) 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。《平一三法九七》

(未遂罪)

第六百六十三条の五 第六百六十三条の二及び前条第一項の罪の未遂は、罰する。《平一三法九七》

第十九章 印章偽造ノ罪 《明四〇法四五》

第十九章 印章偽造の罪 《平七法九一》

第六百六十四条 行使ノ目的ヲ以テ御璽、国璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(御璽偽造及び不正使用等)

第六百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

(御璽偽造及び不正使用等)

第六百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2) 御璽、国璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、国璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2) 御璽、国璽若しくは御名を不正に使用し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六百六十五条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(公印偽造及び不正使用等)

第六百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(公印偽造及び不正使用等)

第六百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2) 公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

(公記号偽造及び不正使用等)

2) 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六百六十六条 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記号ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(公記号偽造及び不正使用等)

第六百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(公記号偽造及び不正使用等)

第六百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下

の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2) 公務所ノ記号ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記号ヲ使用シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2) 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六百六十七条 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(私印偽造及び不正使用等)

第六百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(私印偽造及び不正使用等)

第六百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2) 他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2) 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第六百六十八条 第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第二項及び前条第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四〇法四五》

(未遂罪)

第六百六十八条 第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪 《平一三法七四》

(不正指令電磁的記録作成等)

第六百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平一三法七四》

(不正指令電磁的記録作成等)

第六百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録 《平一三法七四》

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録 《平一三法七四》

2) 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。《平一三法七四》

3) 前項の罪の未遂は、罰する。《平一三法七四》

(不正指令電磁的記録取得等)

第六百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平一三法七四》

(不正指令電磁的記録取得等)

第六百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二十章 偽証ノ罪 《明四〇法四五》

第二十章 偽証の罪 《平七法九一》

第百六十九条 法律ニ依リ宣誓シタル証人虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

(偽証)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。《平七法九》

(偽証)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第百七十条 前条ノ罪ヲ犯シタル者証言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒処分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得。《明四〇法四五》

(自白による刑の減免)

第百七十条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。《平七法九》

第百七十一条 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通訳ヲ為シタルトキハ前二条ノ例ニ同シ。《明四〇法四五》

(虚偽鑑定等)

第百七十一条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。《平七法九》

第二十一章 誣告ノ罪 《明四〇法四五》

第二十一章 虚偽告訴の罪 《平七法九》

第百七十二条 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ処分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ為シタル者ハ第百六十九条ノ例ニ同シ。《明四〇法四五》

(虚偽告訴等)

第百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。《平七法九》

(虚偽告訴等)

第百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第百七十三条 前条ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒処分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得。《明四〇法四五》

(自白による刑の減免)

第百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。《平七法九》

第二十二章 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪 《明四〇法四五》

第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪 《平七法九》

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪 《平二九法七》

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪 《令五法六六》

第百七十四条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス。《明四〇法四五》

第百七十四条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス。《昭二二法二四》

第百七十四条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ三十万円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス。《平三法三二》

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金若しくは拘留若しくは科料に処する。《平七法九》

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金若しくは拘留若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第百七十五条 猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然

之ヲ陳列シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ。《明四〇法四五》

第百七十五条 猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然

之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ。《昭三二法二四》

第百七十五条 猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然

之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百五十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ。《平三法三二》

(わいせつ物頒布等)

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。《平七法九》

(わいせつ物頒布等)

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。《平一三法七四》

(わいせつ物頒布等)

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。《令四法六七B》

2] 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。《平三法七四》

第百七十六条 十三歳以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三歳ニ滿タサル男女ニ対シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者亦同シ。《明四〇法四五》

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。《平七法九》

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。《平一六法五六》

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。《平二九法七》

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。《令四法六七B》

(不同意わいせつ)

第百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「拘禁刑」は「懲役」と読み替える (附則第三条)

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。《令五法六六》

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。《令五法六六》

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。《令五法六六》



四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。《令五法六六》

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。《令五法六六》

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。《令五法六六》

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。《令五法六六》

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。《令五法六六》

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。《令五法六六》

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。《令五法六六》

第七百七十七条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ《明四〇法四五》

(強姦)  
第七百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。《平七法九一》

(強姦)  
第七百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。《平一六法一五六》

(強制性交等)  
第七百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、口性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。《令四法六七B》

(強制性交等)  
第七百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、口性交又は口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下この条及び第七百七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「有期懲役」と読み替える(附則第三条)《

第七百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに

類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、口性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下この条及び第七百七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「有期懲役」と読み替える(附則第三条)《

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。《令五法六六》

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。《令五法六六》

第七百七十八条 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ為シ又ハ姦淫シタル者ハ前二条ノ例ニ同シ《明四〇法四五》

(準強制わいせつ及び準強姦)  
第七百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。《平七法九一》

(準強制わいせつ及び準強姦)  
第七百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七百七十六条の例による。《平一六法一五六》

(準強制わいせつ及び準強制性交等)  
第七百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七百七十六条の例による。《平二九法七二》

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。《平一六法一五六》

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。《平二九法七二》

【削除】《令五法六六》 ※第七百七十七条(吸収された)

第七百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第七百七十七

条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。《平一六法一五六》

【削除】《平二九法七二》

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第七百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七百七十六条の例による。《平二九法七二》

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第七百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七百七十六条第一項の例による。《令五法六六》

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第七百七十七条の例による。《平二九法七二》

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第七百七十七条第一項の例による。《令五法六六》

第七百七十九条 前三条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第七百七十九条 前三条の罪の未遂は、罪する。《平七法九一》

(未遂罪)

第七百七十九条 第七百七十六条から前条までの罪の未遂は、罪する。《平一六法一五六》

(未遂罪)

第七百八十条 第七百七十六条から前条までの罪の未遂は、罪する。《平一九法七二》

(未遂罪)

第七百八十条 第七百七十六条、第七百七十七条及び前条の罪の未遂は、罪する。《令五法六六》

(未遂罪)

第七百八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス《明四〇法四五》

第七百八十条 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス《明四〇法四五》

(親告罪)

第百八十条 第百七十六条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九》

(親告罪)

第百八十条 第百七十六条から第百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平一六法一五六》

【削除】《平一九法七二》

② 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル前四条ノ罪ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ 《昭三三法一〇七》

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条から前条までの罪については、適用しない。《平七法九一》

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条若しくは第百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。《平一六法一五六》

【削除】《平一九法七二》

第百八十一条 第百七十六条乃至第百七十九条ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条から第百七十九条までの罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平一六法一五〇》

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平一九法七二》

(不同意わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《令五法六六》

(不同意わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《令四法六七B》

2 第百七十七条若しくは第百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。《平一六法一五〇》

2 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。《平一九法七二》

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。《令五法六六》

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲禁刑に処する。《令四法六七B》

3 第百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。《平一六法一五六》

【削除】《平一九法七二》

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「懲役」と読み替える(附則第三条)《》

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。《令五法六六》

二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。《令五法六六》

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。《令五法六六》

2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「懲役」と読み替える(附則第二条)《》

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令五法六六》 ※令四法六七Bの施行までの間は「懲役」と読み替える(附則第三条)《》

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとつてその映像を送信すること。《令五法六六》

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。《令五法六六》

第百八十二条 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

第百八十二条 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法一一》

(淫行勧誘)

第百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(淫行勧誘)

第百八十三条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《令五法六六》

(淫行勧誘)

第百八十三条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第百八十三条 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

第百八十三条 削除 《昭三三法一一四》

【削除】《令五法六六》

② 前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ効ナシ 《明四〇法四五》

【削除】《昭三三法一一四》

第百八十四条 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ為シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相婚シタル者亦同シ 《明四〇法四五》

(重婚)

第百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。《平七法九一》

(重婚)

第百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の拘禁刑に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。  
《令四法六七B》

第二十三章 賭博及び富籤ニ関スル罪 《明四〇法四五》  
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪 《平七法九一》

第百八十五条 偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス 《明四〇法四五》

第百八十五条 偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス 《平三法三二》

（賭博）

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娛樂に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。 《平七法九一》

第百八十六条 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

（常習賭博及び賭博場開張等凶利）

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

《平七法九一》

（常習賭博及び賭博場開張等凶利）

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。  
《令四法六七B》

② 賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ図リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。 《平七法九一》

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。 《令四法六七B》

第百八十七条 富籤ヲ発売シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

第百八十七条 富籤ヲ発売シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百五十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

（富くじ発売等）

第百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。 《平七法九一》

（富くじ発売等）

第百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。 《令四法六七B》

② 富籤発売ノ取次ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

② 富籤発売ノ取次ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 《平七法九一》

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 《令四法六七B》

③ 前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 《明四〇法四五》

③ 前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ二十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 《平三法三二》

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。 《平七法九一》

第二十四章 礼拝所及ヒ墳墓ニ関スル罪 《明四〇法四五》  
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪 《平七法九一》

第百八十八条 神祠、佛堂、墓所其他礼拝所ニ対シ公然不敬ノ行為アリ

タル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

第百八十八条 神祠、佛堂、墓所其他礼拝所ニ対シ公然不敬ノ行為アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

（礼拝所不敬及び説教等妨害）

第百八十八条 神祀、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。 《平七法九一》

（礼拝所不敬及び説教等妨害）

第百八十八条 神祀、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。  
《令四法六七B》

② 説教、礼拝又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

② 説教、礼拝又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三二》

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。 《平七法九一》

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 《令四法六七B》

第百八十九条 墳墓ヲ発掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

（墳墓発掘）

第百八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。 《平七法九一》

（墳墓発掘）

第百八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の拘禁刑に処する。 《令四法六七B》

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

（死体損壊等）

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。 《平七法九一》

（死体損壊等）

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。 《令四法六七B》

第百九十一条 第百八十九条ノ罪ヲ犯シ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

（墳墓発掘死体損壊等）

第百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。 《平七法九一》

（墳墓発掘死体損壊等）

第百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。 《令四法六七B》

第百九十二条 検視ヲ経スシテ変死者ヲ葬リタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 《明四〇法四五》

第百九十二条 検視ヲ経スシテ変死者ヲ葬リタル者ハ十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス 《平三法三二》

（変死者密葬）

第百九十二条 検視を経ないで変死者を葬つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。 《平七法九一》

第二十五章 汚職ノ罪 《明四〇法四五》  
第二十五章 汚職の罪 《平七法九一》

第百九十三条 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ



又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《昭三法二四〇》

(公務員職權濫用)  
第九十三條 公務員がその職權を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九一》

(公務員職權濫用)  
第九十三條 公務員がその職權を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

第九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《昭三法二四〇》

(特別公務員職權濫用)  
第九十四條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職權を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九一》

(特別公務員職權濫用)  
第九十四條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職權を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ為シタルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《昭二法二四〇》

(特別公務員暴行陵虐)  
第九十五條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九一》

(特別公務員暴行陵虐)  
第九十五條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ為シタルトキ亦同シ《明四〇法四五》

2) 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。《平七法九一》

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス《明四〇法四五》

(特別公務員職權濫用等致死傷)  
第九十六條 前二條の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭二六法六一》

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ七年以下ノ懲役ニ処ス《昭五五法三〇〇》

(收賄、受託收賄及び事前收賄)  
第九十七條 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。《平一五法三一》

(收賄、受託收賄及び事前收賄)  
第九十七條 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

(收賄、受託收賄及び事前收賄)  
第九十七條 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。《昭一六法六一》

② 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其価額ヲ追徴ス《明四〇法四五》

② 公務員又ハ仲裁人タラントスル者其担当スヘキ職務ニ関シ請託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ公務員又ハ仲裁人ト為リタル場合ニ於テハ三年以下ノ懲役ニ処ス《昭一六法六一》

② 公務員又ハ仲裁人タラントスル者其担当スヘキ職務ニ関シ請託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ公務員又ハ仲裁人ト為リタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭五五法三〇〇》

2 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となった場合において、五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十七條ノ二 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ請託ヲ受ケテ第三者ニ賄賂ヲ供与セシメ又ハ其供与ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス《昭一六法六一》

第九十七條ノ二 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ請託ヲ受ケテ第三者ニ賄賂ヲ供与セシメ又ハ其供与ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭五五法三〇〇》

(第三者供賄)  
第九十七條ノ二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(第三者供賄)  
第九十七條ノ二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《平一五法三一》

(第三者供賄)  
第九十七條ノ二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第九十七條ノ三 公務員又ハ仲裁人前二條ノ罪ヲ犯シ因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為ササルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス《昭一六法六一》

(加重收賄及び事後收賄)  
第九十七條ノ三 公務員又は仲裁人が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲

役に処する。《平七法九一》

(加重取賄及び事後取賄)

第九十七條之三 公務員が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、一年以上の有期徒刑に処する。《平一五法一三八》

(加重取賄及び事後取賄)

第九十七條之三 公務員が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、一年以上の有期徒刑に処する。《令四法六七B》

② 公務員又ハ仲裁人其職務上不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為ササリシコトニ関シ賄賂ヲ收受 要求若クハ約束シ又ハ第三者ニ之ヲ供与セシメ其供与ヲ要求若クハ約束シタルトキ亦同シ《昭一六法六一》

2 公務員又ハ仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相當の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。《平七法九一》

2 公務員がその職務上不正な行為をしたこと又は相當の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。《平一五法一三八》

③ 公務員又ハ仲裁人タリシ者其在職中申請ト受ケテ職務上不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為ササリシコトニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス《昭一六法六一》

③ 公務員又ハ仲裁人タリシ者其在職中申請ト受ケテ職務上不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為ササリシコトニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭五五法三〇》

3 公務員又ハ仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相當の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相當の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《令四法六七B》

第九十七條ノ四 犯人又ハ情ヲ知リタル第三者ノ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス其全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其価額ヲ追徴ス《昭一六法六一》

第九十七條ノ四 公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス《昭三三法一〇七》

第九十七條ノ四 公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭五五法三〇》

(あつせん取賄)

第九十七條ノ四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相當の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(あつせん取賄)

第九十七條ノ四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相當の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。《令四法六七B》

追徴ス《昭三三法一〇七》(第九十七條ノ四から移動)

(没収及び追徴)

第九十七條ノ五 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。《平七法九一》

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第九十八條 第九十七條乃至第九十七條ノ三ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其申込若クハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス《昭一六法六一》

第九十八條 第九十七條乃至第九十七條ノ四ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其申込若クハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三三法三一》

(贈賄)

第九十八條 第九十七條から第九十七條の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(贈賄)

第九十八條 第九十七條から第九十七條の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。《令四法六七B》

【削除】《昭五五法三〇》

第二十六章 殺人ノ罪 《明四〇法四五》

第九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

第九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。《平一六法一五六》

(殺人)

第九十九條 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。《令四法六七B》

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第二百條 第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス《平七法九一》

受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス《明四〇法四五》

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。《平七法九一》

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百三条 第九十九条、第二百条及び前条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第二百三条 第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第二十七条 傷害ノ罪《明四〇法四五》

第二十七条 傷害の罪《平七法九一》

第二百四条 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百四条 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《平三法二一》

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《平七法九一》

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平一六法一五六》

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百五条 身体傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。《平一六法一五六》

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(削除)《平七法九一》

第二百六条 前二条ノ犯罪アルニ当リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ら人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百六条 前二条ノ犯罪アルニ当リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ら人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《平三法三一》

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《平七法九一》

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令四法六七B》

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第二百七条 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害

第二百七条 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害

ノ軽重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル《明四〇法四五》

(同時傷害の特例)

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。《平七法九一》

第二百八条 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百八条 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ二年以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス《昭三法二四》

第二百八条 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ二年以下ノ懲役若クハ三十万円以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス《平三法二一》

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。《平七法九一》

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス《明四〇法四五》

(削除)《昭三法二四》

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を行行させ、よつて、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を行行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。《平一三法二三八》

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を行行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を行行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。《平一六法一五〇》

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を行行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を行行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。《平一九法五四》

(削除)《平二五法八〇》

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、同様とする。《平一三法二三》

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、同様とする。《平一九法五四》

(削除)《平二五法八〇》



第二百八条ノ二 二人以上ノ者他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス。《昭三三法一〇七》

第二百八条ノ二 二人以上ノ者他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス。《平三三法二二》

第二百八条ノ二 二人以上ノ者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

〔凶器準備集合及び結集〕

第二百八条ノ三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平一三法二三八》

〔凶器準備集合及び結集〕

第二百八条ノ二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平二五法八六》

〔凶器準備集合及び結集〕

第二百八条ノ二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス。《昭三三法一〇七》

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二十八章 過失傷害ノ罪 《明四〇法四五》

第二十八章 過失傷害の罪 《平七法九一》

第二百九条 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス。《明四〇法四五》

第二百九条 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ三十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス。《平三三法二二》

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。《平七法九一》

② 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス。《明四〇法四五》

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

第二百十条 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。《明四〇法四五》

第二百十条 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス。《平三三法二二》

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。《明四〇法四五》

第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。《昭三三法二二》

第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。《昭三三法二二》

第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ。《昭四三法六一》

第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス。重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ。《平三三法二二》

〔業務上過失致死傷等〕

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。《平七法九一》

〔業務上過失致死傷等〕

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。《平一八法三六》

〔業務上過失致死傷等〕

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。《令四法六七B》

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。《平一三法一三八》

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。《平一九法五四》

【削除】《平二五法八六》

第二十九章 堕胎ノ罪 《明四〇法四五》

第二十九章 堕胎の罪 《平七法九一》

第二百十二条 懐胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ堕胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

〔堕胎〕

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、一年以下の懲役に処する。《平七法九一》

〔堕胎〕

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、一年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百十三条 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ堕胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

〔同意堕胎及び同致死傷〕

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

〔同意堕胎及び同致死傷〕

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の拘禁刑に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百十四条 医師、産婆、薬剤師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ堕胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

〔業務上堕胎及び同致死傷〕

第二百十四条 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

〔業務上堕胎及び同致死傷〕

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。《平一三法一五三》

〔業務上墮胎及び同致死傷〕

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

第二百五十五条 婦女ノ嘱託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔不同意墮胎〕

第二百五十五条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》  
〔不同意墮胎〕

第二百五十五条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四〇法四五》  
2 前項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第二百十六条 前条ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス 《明四〇法四五》  
〔不同意墮胎致死傷〕

第二百十六条 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第三十章 遺棄ノ罪 《明四〇法四五》  
第三十章 遺棄の罪 《平七法九一》

第二百十七条 老幼ノ不具又ハ疾病ノ為メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔遺棄〕

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。《平七法九一》  
〔遺棄〕

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

第二百十八条 老若、幼若、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ為サルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔保護責任者遺棄等〕

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》  
〔保護責任者遺棄等〕

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔削除〕 《平七法九一》

第二百十九条 前二条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス 《明四〇法四五》  
〔遺棄等致死傷〕

第二百十九条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪 《明四〇法四五》  
第三十一章 逮捕及び監禁の罪 《平七法九一》

第二百二十条 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔逮捕及び監禁〕

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

下の懲役に処する。《平七法九一》

〔逮捕及び監禁〕

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。《平一七法六六》  
〔逮捕及び監禁〕

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔削除〕 《平七法九一》

第二百二十一条 前条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス 《明四〇法四五》  
〔逮捕等致死傷〕

第二百二十一条 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

第三十二章 脅迫ノ罪 《明四〇法四五》  
第三十二章 脅迫の罪 《平七法九一》

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス 《明四〇法四五》

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス 《昭三法二二四》

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス 《平三法三一》  
〔脅迫〕

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》  
〔脅迫〕

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。《令四六六七B》

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ 《明四〇法四五》  
2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》  
〔強要〕

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》  
〔強要〕

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ 《明四〇法四五》  
2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》  
〔強要〕

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四六六七B》

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ 《明四〇法四五》  
2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。《明四〇法四五》  
3 前二項の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪《明四〇法四五》  
第三十三章 略取及び誘拐の罪《平七法九一》

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪《平一七法六六》

第二百二十四条 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》  
(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百二十五条 営利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》  
(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百二十五条ノ二 近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス。《昭三九法二四》  
(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。《平七法九一》

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ。《昭三九法二四》

2| 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百二十六条 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

第二百二十六条 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス。《昭三法二四》

(国外移送目的略取等)

第二百二十六条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平一七法六六》

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ帝国外ニ移送シタル者亦同ジ。《明四〇法四五》

② 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同ジ。《昭三法二四》

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

【削除】《平一七法六六》

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買ひ受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買ひ受けた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2 未成年者を買ひ受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

2 未成年者を買ひ受けた者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

4| 人を売り渡した者も、前項と同様とする。《平一七法六六》

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平一七法六六》

5| 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。《平一七法六六》

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百二十七条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ蔵匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。《明四〇法四五》

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又ハ前三条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ蔵匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。《昭三九法二四》  
(被略取者收受等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を



引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 営利又ハ狼褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

② 第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《昭三九法二四》

2 第二百二十五条ノ二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を收受し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

2 第二百二十五条ノ二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

2 第二百二十五条ノ二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

③ 営利又ハ狼褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス《昭三九法二四（第二項から移動）》

3 営利又はわいせつ目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。《平一七法六六》

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

④ 第二百二十五条ノ二第一項ノ目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取者ヲ收受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ《昭三九法二四》

4 第二百二十五条ノ二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。《平七法九一》

4 第二百二十五条ノ二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。《令四法六七B》

第二百二十八条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十六条並ニ前条第一項乃至第三項及び第四項前段ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《昭三九法二四》

（未遂罪）

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十六条並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

（未遂罪）

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。《平一七法六六》

第二百二十八条ノ二 第二百二十五条ノ二又ハ第二百二十七条第二項

若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕ス《昭三九法二四》

（解放による刑の減輕）

第二百二十八条ノ二 第二百二十五条ノ二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

《平七法九一》

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス《昭三九法二四》

（身の代金目的略取等予備）

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。《平七法九一》

（身の代金目的略取等予備）

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。《令四法六七B》

第二百二十九条 第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外

本章ノ罪ハ営利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被売者犯人ト婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ《明四〇法四五》

第二百二十九条 第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及び此等ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪、同条第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪ハ営利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被売者犯人ト婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ《昭三九法二四》

（親告罪）

第二百二十九条 第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。《平七法九一》

（親告罪）

第二百二十九条 第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。《平一七法六六》

（親告罪）

第二百二十九条 第二百二十四条ノ罪及び同条ノ罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平二九法七》

（親告罪）

第三十四章 名譽ニ対スル罪 《明四〇法四五》

第三十四章 名譽に對する罪 《平七法九一》

第二百三十条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百三十条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《昭三九法二四》

（名譽毀損）

第二百三十条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三一》

（名譽毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

（名譽毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

（名譽毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

（名譽毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。《令四法六七B》

- ② 死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス  
《明四〇法四五》
- 2] 死者の名譽を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによつてした場合でなければ、罰しない。《平七法九一》

第二百三十条ノ二 前条第一項ノ行為ノ公共ノ利害ニ関スル事実ニ係リ其目的専ラ公益ヲ図ルニ出テタルモノト認ムルトキハ事実ノ真否ヲ判断シ真実ナルコトノ証明アリタルトキハ之ヲ罰セス《昭三法二二四》

(公共の利害に関する場合の特例)  
第二百三十条ノ二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。《平七法九一》

② 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行為ニ関スル事実ハ之ヲ公共ノ利害ニ関スル事実ト看作ス《昭三法二二四》

2] 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至つていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。《平七法九一》

③ 前条第一項ノ行為が公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ関スル事実ニ係ルトキハ事実ノ真否ヲ判断シ真実ナルコトノ証明アリタルトキハ之ヲ罰セス《昭三法二二四》

3] 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。《平七法九一》

第二百三十一条 事実ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。《平七法九一》

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。《令四法六七A》

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第二百三十二条 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス《明四〇法四五》

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

② 告訴ヲ為スコトヲ得可キ者カ天皇、皇后、太皇太后、皇太后又ハ皇嗣ナルトキハ内閣総理大臣、外国ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ之ヲ行フ《昭三法二二四》

2] 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わつて告訴を行う。《平七法九一》

第三十五章 信用及ヒ業務ニ対スル罪《明四〇法四五》

第三十五章 信用及び業務に対する罪《平七法九一》

第二百三十三条 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

第二百三十三条 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法二二》

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百三十四条 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前条ノ例ニ同シ《明四〇法四五》

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。《平七法九一》

第二百三十四条ノ二 人ノ業務ニ使用スル電子計算機若クハ其用ニ供スル電磁的記録ヲ損壞シ若クハ人ノ業務ニ使用スル電子計算機ニ虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘ又ハ其他ノ方法ヲ以テ電子計算機ヲシテ使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメテ人ノ業務ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス《昭六二法五》

第二百三十四条ノ二 人ノ業務ニ使用スル電子計算機若クハ其用ニ供スル電磁的記録ヲ損壞シ若クハ人ノ業務ニ使用スル電子計算機ニ虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘ又ハ其他ノ方法ヲ以テ電子計算機ヲシテ使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメテ人ノ業務ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法二二》

(電子計算機損壞等業務妨害)

第二百三十四条ノ二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壞し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(電子計算機損壞等業務妨害)

第二百三十四条ノ二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壞し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

2] 前項の罪の未遂は、罰する。《平三法七四》

第三十六章 窃盜及ヒ強盜ノ罪《明四〇法四五》

第三十六章 窃盜及び強盜の罪《平七法九一》

第二百三十五条 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盜ノ罪ト為シ十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平一八法三六》

(窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百三十五条ノ二 他人ノ不動産ヲ侵奪シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス《昭三五法八三》

(不動産侵奪)

第二百三十五条ノ二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百三十六條 暴行又は脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(強盜)

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。《平七法九一》

(強盜)

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ 《明四〇法四五》

2) 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。《平七法九一》

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其予備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(強盜予備)

第二百三十七條 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(強盜予備)

第二百三十七條 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百三十八條 窃盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス 《明四〇法四五》

(事後強盜)

第二百三十八條 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盜として論ずる。《平七法九一》

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス 《明四〇法四五》

(昏醉強盜)

第二百三十九條 人を昏醉させてその財物を盗取した者は、強盜として論ずる。《平七法九一》

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(強盜致死傷)

第二百四十條 強盜が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。《平七法九一》

(強盜致死傷)

第二百四十條 強盜が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。《平一六法一五六》

(強盜致死傷)

第二百四十條 強盜が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス 《明四〇法四五》

(強盜強姦及び同致死)

第二百四十一條 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。《平七法九一》

(強盜・強制性交等及び同致死)

第二百四十一條 強盜の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盜の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき

は、無期又は七年以上の懲役に処する。《平二九法七二》

(強盜・不同意性交等及び同致死)

第二百四十一條 強盜の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盜の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。《令五法六六》

(強盜・不同意性交等及び同致死)

第二百四十一條 強盜の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盜の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

2) 前項の場合のうち、その犯した罪がいづれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいづれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。《平二九法七二》

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。《平二九法七二》

3) 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス 《明四〇法四五》

(他人の占有等に係る自己の財物)

第二百四十二條 自己の財物であつても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。《平七法九一》

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四〇法四五》

第二百四十三條 第二百三十五條乃至第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《昭三五法八三》

(未遂罪)

第二百四十三條 第二百三十五條から第二百三十六條まで及び第二百三十八條から第二百四十一條までの罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

(未遂罪)

第二百四十三條 第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十一條まで及び第二百四十一條第三項の罪の未遂は、罰する。《平二九法七二》

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス 《明四〇法四五》

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス 《昭三三法二四》

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪、第二百三十五條ノ二ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス 《昭三五法八三》

(親族間の犯罪に関する特例)

第二百四十四條 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五條の罪、第二百三十五條の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。《平七法九一》

2) 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

② 親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス 《明四〇法四五》

② 親族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス 《昭三三法二四》

3) 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。《平七法九一》



第二百四十五条 本章ノ罪ニ付テハ電気ハ之ヲ財物ト看做ス《明四〇法四五》  
五

(電気)

第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。《平七法九一》  
法九一》

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪《平七法九一》

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪《平七法九一》

第二百四十六条 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役

ニ処ス《明四〇法四五》

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セ

シメタル者亦同シ《明四〇法四五》

2) 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。《平七法九一》

第二百四十六条ノ二 前条ノ外人ノ事務処理ニ使用スル電子計算機ニ

虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘテ財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録ヲ作り又ハ財産権ノ得喪、変更ニ係ル虚偽ノ電磁的記録ヲ人ノ事務処理ノ用ニ供シテ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス《昭六二法五二》

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条ノ二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の

得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条ノ二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の

得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十七条 他人ノ為メ其事務ヲ処理スル者自己若クハ第三者ノ

利益ヲ図リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ為シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

(背任)

第二百四十七条 他人ノ為メ其事務ヲ処理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ図リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ為シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百四十八条 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乗シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百四十九条 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ

懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セ

シメタル者亦同シ《明四〇法四五》

2) 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。《平七法九一》

第二百五十条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四〇法四五》

(未遂罪)

第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。《平七法九一》

第二百五十一条 本章ノ罪ニハ第二百四十二条、第二百四十四条及び第

二百四十五条ノ規定ヲ準用ス《明四〇法四五》

(準用)

第二百五十一条 第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、この章の罪について準用する。《平七法九一》

第三十八章 横領ノ罪《明四〇法四五》

第三十八章 横領の罪《平七法九一》

第二百五十二条 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ《明四〇法四五》

これを横領した者も、前項と同様とする。《平七法九一》

第二百五十三条 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一

年以上十年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第二百五十三条 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者八十

年以下ノ懲役ニ処ス《大ニ〇法七七》

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百五十四条 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百五十四条 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シ

タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《平七法九一》

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《平七法九一》

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第二百五十五条 本章ノ罪ニハ第二百五十四条ノ規定ヲ準用ス《明四〇法四五》

(準用)

第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。《平七法九一》

第三十九章 贓物ニ関スル罪《明四〇法四五》

第三十九章 盗品等に関する罪《平七法九一》

第二百五十六条 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

② 贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ十万円以下ノ罰金ニ処ス《明四〇法四五》

② 贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法二二》

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつてせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつてせんをした者は、十年以下の拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百五十七条 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス《明四〇法四五》

第二百五十七条 直系血族、配偶者、同居ノ親族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス《昭三法二四》

(親族等の間の犯罪に関する特例)

第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。《平七法九一》

② 親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス《明四〇法四五》

② 親族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス《昭三法二四》

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。《平七法九一》

第四十章 毀棄及ヒ隠匿ノ罪《明四〇法四五》

第四十章 毀棄及び隠匿の罪《平七法九一》

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書又ハ電磁的記録ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ処ス《昭六二法五二》

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書又ハ電磁的記録ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ処ス《昭六二法五二》

(公用文書等毀棄)

第二百五十八條 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(公用文書等毀棄)

第二百五十八條 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百五十九条 権利、義務ニ関スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス《明四〇法四五》

第二百五十九条 権利、義務ニ関スル他人ノ文書又ハ電磁的記録ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス《昭六二法五二》

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。《平七法九一》

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。《令四法六七B》

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の拘禁刑に処する。《令四法六七B》

第二百六十条 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス《明四〇法四五》

第二百六十条 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

(建造物等損壞及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壞した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《平七法九一》

(建造物等損壞及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壞した者は、五年以下の拘禁刑に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。《令四法六七B》

第二百六十一条 前三条ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百六十一条 前三条ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《平三法二二》

(器物損壞等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壞し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《平七法九一》

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壞し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《平七法九一》

(器物損壞等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壞し、又は傷害した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第二百六十二条 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三条ノ例ニ依ル《明四〇法四五》

第二百六十二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壞し、又は傷害したときは、前三条の例による。《平七法九一》

(自己の物の損壞等)

第二百六十二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壞し、又は傷害したときは、前三条の例による。《平七法九一》

第二百六十二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壞し、又は傷害したときは、前三条の例による。《平七法九一》

(自己の物の損壞等)

第二百六十二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壞し、又は傷害したときは、前三条の例による。《平七法九一》

(自己の物の損壞等)

第二百六十二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壞し、又は傷害したときは、前三条の例による。《平三〇法七二》

(自己の物の損壞等)

第二百六十二条 境界標ヲ損壞、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス《昭三五法八三》

第二百六十二条 境界標ヲ損壞、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス《平三法三二》

(境界損壞)

第二百六十二条 境界標を損壞し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

第二百六十二条 境界標を損壞し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

(境界損壞)

第二百六十二条 境界標を損壞し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《平七法九一》

一》

【境界損壊】

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。《令四法六七B》

第二百六十三条 他人ノ信書ヲ隠匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ

禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《明四〇法四五》

第二百六十三条 他人ノ信書ヲ隠匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ

禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス《平三法三一》

（信書隠匿）

### \*（参考）「罰金等臨時措置法」の条文の沿革\*

制定：昭和二年二月一日法律第二五一号（昭和二年二月一日）「罰金等臨時措置法」

改正：昭和七年六月二日法律第六一号（昭和七年七月一日）「罰金等臨時措置法の一部を改正する法律」

改正：平成三年四月十七日法律第三二号（平成三年五月七日）「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律」

【罰金等臨時措置法】《昭三法二五》

第一条 経済事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。《昭三法二五一》

第二条 罰金は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第十五条及び刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合には、千円以下に下げることができる。《昭三法二五一》

第二条 罰金は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第十五条及び刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）第二十條の規定にかかわらず、四千元以上とする。但し、これを減輕する場合には、四千元以下に下げることができる。《昭四七法六》

【削除】《平三法三一》

2 科料は、刑法第十七条及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上千円未満とする。《昭三法二五》

2 科料は、刑法第十七条及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、二十円以上四千元未満とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法三一》

第三条 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつてその多額とする。《昭三法二五一》

第三条 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の二百倍に相当する額をもつてその多額とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法三一》

一 刑法の罪。但し、第五百五十二条の罪を除く。《昭三法二五一》

【削除】《平三法三一》

二 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪《昭三法二五一》

【削除】《平三法三一》

三 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪《昭三法二五一》

【削除】《平三法三一》

2 刑法第五百五十二条中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。《昭三法二五一》

2 刑法第五百五十二条中「一円以下」とあるのは、「二百円以下」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法三一》

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令七法九》

（信書隠匿）

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。《令四法六七B》

第二百六十四条 第二百五十九条、第二百六十一条及び前条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス《明四〇法四五》

（親告罪）

第二百六十四条 第二百五十九条、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。《平七法九一》

【罰金等臨時措置法】

改正：昭和七年六月二日法律第六一号（昭和七年七月一日）「罰金等臨時措置法の一部を改正する法律」

改正：平成三年四月十七日法律第三二号（平成三年五月七日）「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律」

第四条 前条第一項各号に掲げる罪以外の罪（条例の罪を除く。）につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。《昭三法二五一》

第四条 前条第一項各号に掲げる罪以外の罪（条例の罪を除く。）につき定めた罰金については、その多額が八千円に満たないときはこれを八千円とし、その寡額が四千円に満たないときはこれを四千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。《昭四七法六一》

第二条 刑法（明治四十年法律第四十五号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪（条例の罪を除く。）につき定めた罰金については、その多額が二万円に満たないときはこれを二万円とし、その寡額が一万円に満たないときはこれを一万円とする。ただし、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。《平三法三一》

【削除】《平三法三一》

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。《昭三法二五一》

2 前項但書の場合において、その罰金の額が四千円に満たないときは、これを四千円とする。《昭四七法六一》

2 前項ただし書の場合において、その罰金の額が一万円に満たないときは、これを一万円とする。《平三法三一》

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定のあるものについては、その定がないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。《昭三法二五一》

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めのあるものについては、その定めがないものとする。ただし、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。《平三法三一》

第五条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。《昭三法二五一》

第五条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が八千円に満たないときは、これを八千円とする。《昭四七法六一》

第三条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任している場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が二万円に満たないときは、これを二万円とする。《平三法三一》

第五条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。《昭三法二五一》

第五条 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、その委任に基づいて規定することができる罰金額の最高限度が二万円に満たないときは、これを二万円とする。《平三法三一》



第六条 刑法第二十五条中「五万円以下ノ罰金」とあるのは、「五万円以下ノ罰金」とする。《昭三法二五二》

第六条 刑法第二十五条中「五万円以下ノ罰金」とあるのは、「二十万円以下ノ罰金」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》

第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十条第三項、第百九十九条第一項及び第二百七条中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万五千元以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千元以下の罰金」とする。《昭三法二五二》

第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十条第三項、第百九十九条第一項及び第二百七条中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については、「十万円以下の罰金」とし、その他の罪については、「八千円以下の罰金」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》

2 第三条第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四条中「五千元以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五条第二項中「五千元を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。《昭三法二五二》

2 刑事訴訟法第二百八十四条及び第三百九十条中「五千元以下の罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円以下の罰金」と、その他の罪については「二万円以下の罰金」とし、刑事訴訟法第二百八十五条第二項中「五千元を超える罰金」とあるのは、第三条第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円を超える罰金」と、その他の罪については「二万円を超える罰金」とする。《昭四七法六一》

《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》

3 刑事訴訟法第四百六十一条第一項中「五千元以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。《昭三法二五二》

3 刑事訴訟法第四百六十一条中「五千元以下の罰金」とあるのは、「二十万円以下の罰金」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》

4 刑事訴訟法第四百九十五条第三項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。《昭三法二五二》

4 刑事訴訟法第四百九十五条第三項中「二十円」とあるのは、「八万円」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》

第八条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)第三条第一項中「五万円以下の罰金」とあるのは、「二十万円以下の罰金」とする。《昭四七法六一》

【削除】《平三法二二》